

事業概要

令和六年版



東京都計量検定所

目 次

第1	総 説	
1	沿 革	3
2	施設概況等	4
3	組織と分掌	5
4	予算（令和6年度）	6
5	決算（令和5年度）	7
第2	業務の概要	
1	計量関係事業の登録・届出・指定	13
(1)	特定計量器の製造事業の届出	13
(2)	特定計量器の修理事業の届出	14
(3)	特定計量器の販売事業の届出	15
(4)	指定製造事業者の指定	15
(5)	計量証明事業の登録	16
(6)	計量士の登録	17
(7)	適正計量管理事業所の指定	18
(8)	質量標準管理マニュアルの承認等	20
2	検 定	23
(1)	タクシメーター	26
(2)	質量計	27
(3)	圧力計（アネロイド型）	28
(4)	皮革面積計	29
(5)	温 度 計	29
(6)	浮ひょう型比重計・濃度計及び密度計	30
(7)	体積計	31
3	基準器検査	35
(1)	長さ基準器	36
(2)	質量基準器	36
(3)	面積基準器	37
(4)	体積基準器	37
(5)	実用基準分銅の調整	37

4	定期検査等	41
	(1) 定期検査	41
	(2) 計量証明事業用計量器検査	55
5	立入検査等	61
	(1) 計量器の立入検査	61
	(2) 商品量目の立入検査	68
	(3) 試買審査会・商品量目買取検査等	69
6	計量受託検査	73
	(1) 計量器・物質の量の検査	73
	(2) J C S S校正事業（質量標準の校正）	74
7	普及啓発等	77
	(1) 消費者に対する普及啓発事業	77
	(2) 事業者に対する普及啓発事業	79
	(3) 計量記念日事業	79
	(4) 東京都消費者月間の協力事業	80
	(5) 計量相談	80
	別表1 消費生活展等の参加実績一覧	81
	別表2 所内見学（計量展示室を含む）一覧表	82
	別表3 消費者計量講習会実施一覧表	82
	別表4 令和5年度事業者計量講習会・説明会一覧表	83
8	計量技術の国際協力	87
	(1) 計量技術研修生の受入れ等	87
	(2) A P L M F 総会での講演	88

第 1 総 説

第 1 総 説

1 沿 革

東京都計量検定所は、明治 8 年度に量衡取締条例が公布されて以来、東京の計量（度量衡）行政を担当している。

(1) 計量法の沿革

1875	明治 8	度量衡取締条例公布
1891	〃 24	度量衡法公布
1909	〃 42	度量衡法改正
1951	昭和 26	計量法公布（公布日の 6 月 7 日が「計量記念日」となった。）
1992	平成 4	新計量法公布（5 年 11 月 1 日施行。11 月 1 日に「計量記念日」が変更された。）
1999	〃 11	地方分権一括法の成立、地方自治法及び計量法の一部改正（12 年度から機関委任事務が自治事務と法定受託事務に再構築された。）

(2) 東京都計量検定所の沿革

1875	明治 8	東京府内務部第二課で度量衡行政を開始
1890	〃 23	専任技手の配置
1897	〃 30	東京府内務部第六課権度掛となる
1901	〃 34	東京市総務部庶務課で度量衡の自治取締実施
1905	〃 38	東京府第三部度量衡課となる
1912	〃 45	東京市勸業課に度量衡専門の掛創設
1917	大正 6	東京府内務部権度課となる
1925	〃 14	東京市は計量取締の開始に伴い、商工課に度量衡掛を置く
1934	昭和 9	東京市産業局に権度課を創設
1943	〃 18	東京都制施行により東京都経済局商工課権度係となる
1948	〃 23	地方自治法実施に伴い、地方庁における計量職員の身分は官吏から地方公務員となる
1952	〃 27	東京都経済局総務部計量課となる
1956	〃 31	東京都計量検定所となる（所長以下 143 名）（経済局所管）
1959	〃 34	タキシーメーター深川検査場開設
1962	〃 37	検定第二課を新設
1964	〃 39	日本橋分室を開設
1966	〃 41	計量法改正
1967	〃 42	検定第三課を新設
1969	〃 44	タキシーメーター立川検査場開設
1970	〃 45	東京都港区海岸一丁目 7 番 4 号に移転、日本橋分室を廃止
1971	〃 46	（組織改正により消費生活対策室所管となる）

1973	〃	48	タクシメーター竹芝検査場開設
1974	昭和49		(組織改正により物価局所管となる)
1974	〃	49	指導課新設、検定3課を2課に統合
1976	〃	51	(組織改正により都民生活局所管となる)
1978	〃	53	東京都計量受託検査条例の制定
1980	〃	55	(組織改正により生活文化局所管となる)
1985	〃	60	タクシメーター新深川検査場開設
1993	平成5		東京都計量検定所設置条例制定
1999	〃	11	検定2課を1課に統合
2000	〃	12	計量法関係手数料条例制定、東京都計量検定所設置条例一部改正(自治事務開始)
2002	〃	14	指定定期検査機関制度による大型はかり(ひょう量2tを超えるはかり)の定期検査業務委託開始 (11月) J C S S校正事業(質量区分)開始
2004	〃	16	指定定期検査機関制度による中型はかり(ひょう量250kgを超え2tまでのはかり)の定期検査業務委託開始
2006	〃	18	小型はかり(ひょう量250kg以下)定期検査の所在場所による検査開始
2007	〃	19	(組織改正により生活文化スポーツ局所管となる)
2008	〃	20	(組織改正により、庶務課に指導課の一部を統合し「管理指導課」とし、指導課の一部を検査課に統合) 指定定期検査機関制度による小型はかりの定期検査業務(1/3程度)委託開始
2010	〃	22	(組織改正により生活文化局所管となる)
2011	〃	23	タクシメーター竹芝検査場装置検査一部業務委託開始
2012	〃	24	タクシメーター深川検査場装置検査一部業務委託開始
2013	〃	25	タクシメーター竹芝検査場が港区港南(港南検査場)へ移転
2014	〃	26	本所が港区海岸から江東区新砂へ移転
2016	〃	28	指定定期検査機関制度による小型はかりの定期検査業務委託拡大(1/3 → 2/3程度)
2022	令和4		(組織改正により生活文化スポーツ局所管となる)

2 施設概況等

(1) 計量検定所の移転

庁舎の老朽化及び竹芝地区が再開発対象地区に指定されたことを受け、タクシメーター竹芝検査場は平成25年10月に港区港南(港南検査場)へ、本所は平成26年1月に江東区新砂へ、それぞれ移転した。移転を機に設備・機器等を更新して検定・検査精度のより一層の向上を図るとともに、都民が計量制度や計量技術についてより理解を深められるよう計量展示室を一新して展示内容の充実を図っている。

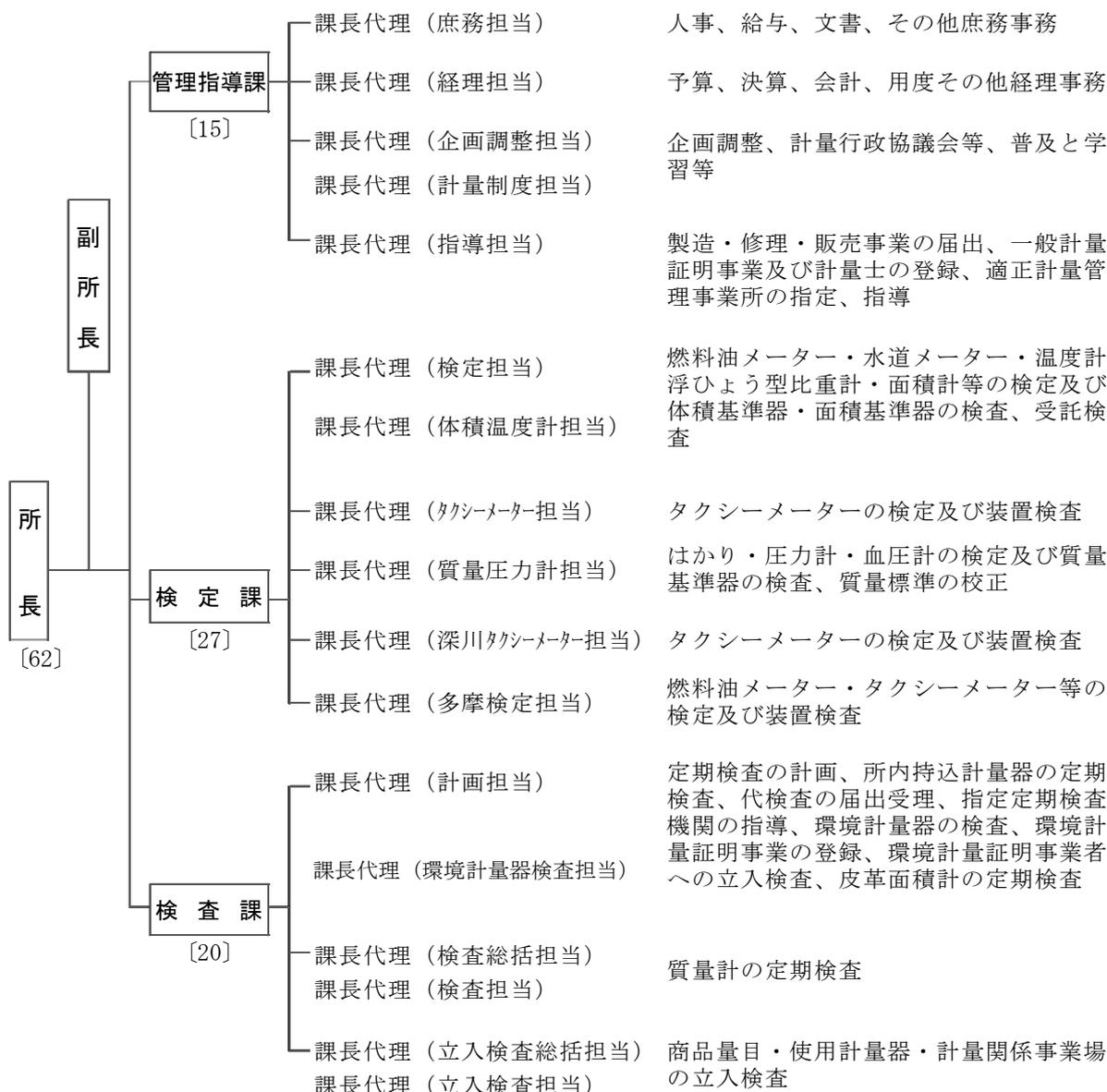
また、タクシメーター港南検査場は全天候型の施設とし、検査環境の向上を図った。

(2) 施設概況

施設	開始年月	所在地	規模
本所	平成 26 年 1 月	江東区新砂三丁目 3 番 41 号	敷地 3,532.17 m ² 建物 4,353.14 m ²
タクシーメーター検査場	港南検査場	平成 25 年 10 月	港区港南五丁目 1 番 26 号
	深川検査場	昭和 60 年 5 月	江東区千石一丁目 5 番 7 号
	立川検査場	昭和 44 年 4 月	立川市柴崎町六丁目 8 番 13 号

3 組織と分掌

[令和6年4月1日現在定数]



4 予算(令和6年度)

(1) 総括表

(単位：千円)

区 分	6年度予算額	5年度予算額	増(△)減
歳 出	393,072	391,635	1,437
歳 入	114,874	114,679	195
差引一般財源	278,198	276,956	1,242

(2) 歳入予算

(単位：千円)

科 目	6年度予算額	5年度予算額	増(△)減
使用料及手数料	113,295	114,174	△ 879
繰 入 金	0	0	0
諸 収 入	1,579	505	1,074
都 債	0	0	0
計	114,874	114,679	195

(3) 歳出予算

(単位：千円)

事 項	6年度予算額	5年度予算額	増(△)減
計量検定所費	393,072	391,635	1,437
検 定	97,559	95,280	2,279
事業登録	7,671	6,795	876
定期検査	190,433	186,668	3,765
立入検査	15,695	13,870	1,825
計量改善指導	3,744	3,738	6
管理運営	77,970	85,284	△ 7,314

5 決算(令和5年度)

(1) 総括表

(単位：円)

科 目		予算現額(A)※	決算額 (B)	不用額(A-B)
歳 出	計 量 検 定 所 費	391,635,000	369,722,472	21,912,528
	検 定	93,593,516	88,996,203	4,597,313
	事 業 登 録	6,796,040	6,406,282	389,758
	定 期 検 査	188,000,966	185,477,353	2,523,613
	立 入 検 査	14,207,136	13,175,615	1,031,521
	計 量 改 善 指 導	4,080,914	2,759,780	1,321,134
	管 理 運 営	84,956,428	72,907,239	12,049,189
科 目		予算現額 (A)	収入済額 (B)	比較増減(A-B)
歳 入	使用料及手数料	114,174,000	106,127,580	8,046,420
	繰 入 金	0	0	0
	諸 収 入	505,000	588,356	△ 83,356
	計	114,679,000	106,715,936	7,963,064
差 引 一 般 財 源		276,956,000	263,006,536	13,949,464

※流用・充当後予算額

(2) 手数料内訳

(単位：円)

項 目	申請件数 (件)	金 額
証 明 閱 覧	927	378,578
計 量 器 検 定	103,074	50,183,636
出 張 検 定		(291,156)
質 量 標 準 校 正	593	2,136,190
計 量 証 明 事 業	20	293,270
適 正 計 量 管 理	0	0
定 期 検 査	34,208	47,387,210
出 張 検 査		(6,224,900)
一 般 計 量 証 明 検 査	109	2,034,600
環 境 計 量 証 明 検 査	62	1,888,800
受 託 検 査	40	26,436
情 報 公 開	0	0
計	139,033	104,328,720

(3) 使用料内訳

(単位：円)

項 目	申請件数 (件)	金 額
土 地 建 物 使 用 料	1	1,798,860

第 2 業務の概要

1 計量関係事業の登録・届出・指定

1 計量関係事業の登録・届出・指定

(1) 特定計量器の製造事業の届出

計量法（以下「法」という。）第40条の規定により、特定計量器の製造事業を行おうとする者は、省令で定める事業区分ごとに、都道府県知事を経由して経済産業大臣に届け出ることとなっている。

ア 令和6年3月31日現在の東京都における届出製造事業者数及び事業区分別事業者数は、第1表のとおりである。

第1表 届出製造事業者数と事業の区分

届出製造事業者数	108		
事業区分別事業者数	236		
事業区分別事業者数内訳			
タクシメーター	2	排水積算体積計等	1
質量計第一類	13	量器用尺付タンク	1
質量計第二類	11	密度浮ひょう等	3
分銅等	6	耐圧浮ひょう型密度計	1
自重計	1	圧力計第一類	12
ガラス製温度計	12	圧力計第二類	12
ガラス製体温計	0	血圧計第一類	3
抵抗体温計	0	血圧計第二類	2
皮革面積計	1	積算熱量計	0
水道メーター第一類	1	照度計	3
水道メーター第二類	1	騒音計	2
温水メーター	0	振動レベル計	2
自動車等給油メーター	7	濃度計第一類	3
小型車載燃料油メーター	7	濃度計第二類	7
大型車載燃料油メーター	5	濃度計第三類	7
微流量燃料油メーター	0	ホッパースケール	21
定置燃料油メーター等	5	充填用自動はかり	29
液化石油ガスメーター	2	コンベヤスケール	17
ガスメーター第一類	1	自動捕捉式はかり	14
ガスメーター第二類	1	その他の自動はかり	20
排ガス積算体積計等	0	—	—

イ 令和5年度の製造事業の届出数は第2表のとおりである。

第2表 製造事業の届出数

事業届出			質量標準管理マニュアル			合 計
新規	変更	廃止	新規	変更	廃止	
0	85	3	0	5	0	93

(2) 特定計量器の修理事業の届出

法第46条の規定により、特定計量器の修理事業を行おうとする者は、省令で定める事業区分ごとに、都道府県知事に届け出ることとなっている。

ア 令和6年3月31日現在の東京都における届出修理事業者数及び事業区分別事業者数は、第3表のとおりである。

第3表 届出修理事業者数及び事業の区分別事業者数

届出修理事業者数	111		
事業区分別事業者数	205		
事業区分別事業者数内訳			
タクシメーター	23	排水積算体積計等	1
質量計第一類	25	量器用尺付タンク	0
質量計第二類	17	密度浮ひょう等	0
分銅等	4	耐圧浮ひょう型密度計	0
自重計	16	圧力計第一類	0
ガラス製温度計	0	圧力計第二類	6
ガラス製体温計	0	血圧計第一類	9
抵抗体温計	2	血圧計第二類	0
皮革面積計	1	積算熱量計	0
水道メーター第一類	0	照度計	0
水道メーター第二類	0	騒音計	1
温水メーター	0	振動レベル計	2
自動車等給油メーター	8	濃度計第一類	10
小型車載燃料油メーター	8	濃度計第二類	4
大型車載燃料油メーター	3	濃度計第三類	5
微流量燃料油メーター	0	ホッパースケール	12
定置燃料油メーター等	4	充填用自動はかり	11
液化石油ガスメーター	2	コンベヤスケール	6
ガスメーター第一類	0	自動捕捉式はかり	13
ガスメーター第二類	0	その他の自動はかり	11
排ガス積算体積計等	1	—	—

イ 令和5年度の修理事業の届出数は、第4表のとおりである。

第4表 修理事業の届出数

事業届出			質量標準管理マニュアル			合 計
新規	変更	廃止	新規	変更	廃止	
0	53	4	0	6	0	63

(3) 特定計量器の販売事業の届出

法第51条の規定により、特定計量器のうち質量計の販売事業を行おうとする者は、省令で定める事業区分ごとに、都道府県知事に届け出ることとなっている。

ア 令和6年3月31日現在の東京都における届出販売事業者数は、938事業者である。

イ 令和5年度の販売事業の届出数は第5表のとおりである。

第5表 販売事業の届出数

事業届出			合 計
届 出	変 更	廃 止	
18(23)	93(109)	2(2)	113(134)

*実数は事業者数、()内は営業所もしくは店舗数

(4) 指定製造事業者の指定

法第90条の規定に基づく届出製造事業者の申請により、一定水準以上の品質管理能力を有すると経済産業大臣に認められた者は、指定製造事業者の指定を受けることができる。

指定を受けた事業者は、省令で定める事業区分に従い、その工場又は事業場ごとに製造した特定計量器について、公的機関の検定に代えて、技術基準に基づく自主検査により基準適合証印を付すことができる。

ア 令和6年3月31日現在の東京都における事業区分別指定製造事業者数は、第6表のとおりである。

第6表 指定製造事業者数

指 定 製 造 事 業 者 数	1	
事 業 区 分 別 指 定 製 造 事 業 者 数	2	
事業区分別事業者数内訳		
騒 音 計	1	振 動 レ ベ ル 計 1

イ 令和5年度の指定製造事業の届出数等の事業実績は、第7表のとおりである。

第7表 指定製造事業の届出数等の事業実績

事業届出等				品質管理規程		合 計
新規指定	新規検査	変更	廃止	新規	変更	
0	0	0	0	0	5	5

(5) 計量証明事業の登録

法第107条の規定により、計量証明の事業を行おうとする者は、省令で定める事業区分に従い、その事業所ごとに、所在地を管轄する都道府県知事の登録が必要である。

計量証明事業には、質量に係る貨物の計量（トラックの積載重量等）、面積に係る計量（皮革取引）などの証明を行う一般計量証明事業と、大気、水又は土壌中の物質の濃度、騒音・振動レベルの大きさなどを証明する環境計量証明事業がある。登録の基準は事業所ごとに必要な設備を有し、使用される計量器が一定の基準に適合すること、計量器等の取扱上必要な知識経験を有する者が置かれ、その者が当該事業に係る計量管理を行うことである。

ア 令和6年3月31日現在の東京都における計量証明事業者数及び事業区分別事業者数は、第8表のとおりである。

第8表 計量証明事業者数及び事業区分別事業者数

計量証明事業者数			358
事業区分別事業者数			481
事業区分別事業者内訳	一 般	長 さ	0
		質 量	250
		面 積	7
		体 積	6
	環 境	熱 量	0
		濃 度	84
		特定濃度	2
		音圧レベル	71
		振動加速度レベル	61

イ 令和5年度の計量証明事業の登録及び届出数等は、第9表から第10表のとおりである。

第9表 登録届出件数

区 分	事業届出				事業規程		登録証 再交付	合 計
	新規	訂正	変更	廃止	新規	変更		
一 般	2	7	44	5	2	30	1	91
環 境	3	3	149	6	5	35	2	203

第10表 登録簿閲覧・謄本交付・証明書発行数

区分	閲覧	謄本交付	証明書	合計
一般	0	0	0	0
環境	0	2	255	257

ウ 計量証明事業者は、法第107条に基づき、事業規程を定め、都道府県知事への届出が必要である。事業規程どおりに事業が行われているかどうか、令和5年度に立入調査（検査）を行った件数は第11表のとおりである。

第11表 事業規程管理状況調査件数

証明事業区分	立入事業者数	指導件数
一般計量証明事業者	2	0
環境計量証明事業者	2	0

エ 計量証明事業者を対象に実施した主任計量者試験の実績は、第12表のとおりである。

第12表 計量証明事業者試験の実施実績

実施日	場所	事業区分	受験者数*	合格者数
令和5年7月12日	製粉会館	質量	20	20
		面積	9	9
令和5年12月6日	製粉会館	質量	23	23
令和6年2月27日	製粉会館	質量	17	17
合計			69	69

*都が規定する講習を受講した者

(6) 計量士の登録

計量士とは、計量器の検査やその他の計量管理を適確に行うため、必要な知識経験を有する者として法に定められた資格で、その業務を行うには、経済産業大臣登録が必要となっている。

ア 令和5年度、東京都における計量士登録に関する内訳は、第13表のとおりである。

第13表 登録された計量士の内訳

区 分	新規登録	再 交 付	資格認定	合 計
一 般 計 量 士	4	0	0	4
環 境 計 量 士（濃度関係）	20	4	0	24
環 境 計 量 士（騒音・振動関係）	8	1	0	9
合 計	32	5	0	37

イ 令和5年度、計量士の登録及び資格認定申請に伴う申請者の計量実務内容等の確認調査を行った結果は第14表のとおりである。

第14表 計量士登録等に伴う実務内容確認調査件数

一般計量士	環境計量士 （濃度関係）	環境計量士 （騒音・振動関係）	合 計
5	3	2	10

(7) 適正計量管理事業所の指定

ア 適正計量管理事業所数等

特定計量器を使用する事業所のうち、当該計量器の検査に必要な設備を有し、計量士のもとで計量器の精度等の維持管理を行い、適正な計量の実施を確保する体制が整っていることが都道府県又は特定市町村の検査によって確認されたときに、適正計量管理事業所として、経済産業大臣又は都道府県知事の指定を受けることができる。適正計量管理事業所の指定は、国の事業所については経済産業大臣、それ以外の事業所については都道府県知事が行う。適正計量管理事業所は、計量士による特定計量器の定期的な自主検査が義務付けられているため、公的機関が実施する法定定期検査の受検義務が免除される。

令和6年3月31日現在の指定区分別事業者数は第15表、業種別事業所・計量士数は第16表のとおりである。令和5年度の指定等件数は第17表のとおりである。

※ 郵政民営化（平成19年10月1日）により、郵便局等は大臣（国）から知事（都）へ指定が変更されている。

※ 八王子市が平成27年度に中核市に移行したため、八王子市に所在する事業所に関する新規指定申請、変更届及び廃止届については、八王子市を経由して大臣又は都知事へ提出されることになった。なお、同事業所の指定申請に伴う指定検査については、八王子市が実施する。

第15表 指定区分及び指定事業所数（ ）内は八王子市に所在する数

区 分	経済産業大臣指定	都知事指定	合 計
事 業 所 数	0	2,975	2,975
	(0)	(94)	(94)

第16表 業種別等事業所数及びその計量士数 ()内は八王子市に所在する事業所数

業 種 等		企 業 数 等	事 業 所 数	計 量 士 数
製 造 業	食 料 品	4	5(0)	4
	医 薬 品 業	4	4(2)	8
	窯 業 ・ 土 石 製 品	1	1(0)	1
	鉄 鋼 ・ 一 般 機 械	1	1(0)	1
	小 計	10	11(2)	14
卸 売 業 ・ 小 売 業	百 貨 店 業	10	21(0)	18
	ス ー パ ー 業	6	120(2)	12
	団 体 市 場	1	666(0)	1
	石 油 業	1	620(25)	1
小 計	18	1,427(27)	32	
運 輸 業	鉄 道 業	2	3(0)	2
	道 路 貨 物 業	2	23(1)	2
	小 計	4	26(1)	4
サ ー ビ ス 業	証 明 事 業	2	3(0)	2
	郵 便 事 業	2	1,506(64)	12
	小 計	4	1,509(64)	14
合 計		36	2,975(94)	64

第17表 新規指定及び廃止等の件数 ()内は八王子市に届け出た数

区 分	新 規 指 定	変 更	廃 止	指 定 検 査
経 済 産 業 大 臣 指 定	*0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)
都 知 事 指 定	0	3,193	26	0
	(0)	(130)	(0)	(0)
合 計	0	3,193	26	0
	(0)	(130)	(0)	(0)

* 指定申請手数料国庫分

イ 計量管理規程の届出等

適正計量管理事業所の指定を受けた者は、省令で定める「計量管理の方法に関する事項」(以下「計量管理規程」という。)の提出及びその内容を変更した場合の届出が必要となる。令和5年度の届出数は、第18表のとおりである。

第18表 計量管理規程の新規届出及び変更届出数

区 分	新 規 届 出	変 更 届 出	合 計
都知事の指定に係わるもの	0	6	6

ウ 計量管理規程等の実施状況調査

各事業所へ5年に1回程度の割合で、計量関係法令の遵守状況、計量管理規程の整備や計量管理の実施状況等について毎年調査を実施している。令和5年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し規模を縮小し実施した。調査概況は以下のとおりである。

- ・調査事業所 延べ 77事業所（団体関係：74、卸売業・小売業関係：3）
- ・調査結果の概要

(ア) 計量関係法令の遵守状況について

指定申請書の記載事項や計量管理規程等に変更が生じた場合について、遅滞なく届出するよう指導している。

(イ) 計量管理規程の整備状況について

各事業所において、計量管理体制、検査設備の取扱い方法及び適正計量管理主任者の位置付け等、定期的な見直しを逐次行い、事業所の実態に見合った管理規程に整備していくよう指導を行っている。

(ウ) 計量管理の実施状況について

使用計量器、検査設備、使用計量器台帳、社員教育について指導を行っている。

(8) 質量標準管理マニュアルの承認等

平成8年4月1日から導入された公的質量標準供給体制に伴い、実用基準分銅の調整方法等に係わる質量標準管理マニュアルの提出と、国、都道府県、特定市によるマニュアルの承認が義務付けられている。令和5年度の実績は第19表のとおりである。

第19表 事業別質量標準管理マニュアルの承認数等

事業別	新規承認	変更届出	廃止	承認数
代検査計量士	6	5	3	82
指定定期検査機関等	0	0	0	1
適正計量管理事業所	1	2	0	22
届出製造・修理事業者	0	11	0	20
合計	7	18	3	125

第2表 製造事業の届出数

事業届出			質量標準管理マニュアル			合 計
新規	変更	廃止	新規	変更	廃止	
0	85	3	0	5	0	93

(2) 特定計量器の修理事業の届出

法第46条の規定により、特定計量器の修理事業を行おうとする者は、省令で定める事業区分ごとに、都道府県知事に届け出ることとなっている。

ア 令和6年3月31日現在の東京都における届出修理事業者数及び事業区分別事業者数は、第3表のとおりである。

第3表 届出修理事業者数及び事業の区分別事業者数

届出修理事業者数	111		
事業区分別事業者数	205		
事業区分別事業者数内訳			
タクシメーター	23	排水積算体積計等	1
質量計第一類	25	量器用尺付タンク	0
質量計第二類	17	密度浮ひょう等	0
分銅等	4	耐圧浮ひょう型密度計	0
自重計	16	圧力計第一類	0
ガラス製温度計	0	圧力計第二類	6
ガラス製体温計	0	血圧計第一類	9
抵抗体温計	2	血圧計第二類	0
皮革面積計	1	積算熱量計	0
水道メーター第一類	0	照度計	0
水道メーター第二類	0	騒音計	1
温水メーター	0	振動レベル計	2
自動車等給油メーター	8	濃度計第一類	10
小型車載燃料油メーター	8	濃度計第二類	4
大型車載燃料油メーター	3	濃度計第三類	5
微流量燃料油メーター	0	ホッパースケール	12
定置燃料油メーター等	4	充填用自動はかり	11
液化石油ガスメーター	2	コンベヤスケール	6
ガスメーター第一類	0	自動捕捉式はかり	13
ガスメーター第二類	0	その他の自動はかり	11
排ガス積算体積計等	1	—	—

イ 令和5年度の修理事業の届出数は、第4表のとおりである。

第4表 修理事業の届出数

事業届出			質量標準管理マニュアル			合 計
新規	変更	廃止	新規	変更	廃止	
0	53	4	0	6	0	63

(3) 特定計量器の販売事業の届出

法第51条の規定により、特定計量器のうち質量計の販売事業を行おうとする者は、省令で定める事業区分ごとに、都道府県知事に届け出ることとなっている。

ア 令和6年3月31日現在の東京都における届出販売事業者数は、938事業者である。

イ 令和5年度の販売事業の届出数は第5表のとおりである。

第5表 販売事業の届出数

事業届出			合 計
届 出	変 更	廃 止	
18(23)	93(109)	2(2)	113(134)

*実数は事業者数、()内は営業所もしくは店舗数

(4) 指定製造事業者の指定

法第90条の規定に基づく届出製造事業者の申請により、一定水準以上の品質管理能力を有すると経済産業大臣に認められた者は、指定製造事業者の指定を受けることができる。

指定を受けた事業者は、省令で定める事業区分に従い、その工場又は事業場ごとに製造した特定計量器について、公的機関の検定に代えて、技術基準に基づく自主検査により基準適合証印を付すことができる。

ア 令和6年3月31日現在の東京都における事業区分別指定製造事業者数は、第6表のとおりである。

第6表 指定製造事業者数

指 定 製 造 事 業 者 数	1
事 業 区 分 別 指 定 製 造 事 業 者 数	2
事業区分別事業者数内訳	
騒 音 計	1
振 動 レ ベ ル 計	1

イ 令和5年度の指定製造事業の届出数等の事業実績は、第7表のとおりである。

第7表 指定製造事業の届出数等の事業実績

事業届出等				品質管理規程		合 計
新規指定	新規検査	変更	廃止	新規	変更	
0	0	0	0	0	5	5

(5) 計量証明事業の登録

法第107条の規定により、計量証明の事業を行おうとする者は、省令で定める事業区分に従い、その事業所ごとに、所在地を管轄する都道府県知事の登録が必要である。

計量証明事業には、質量に係る貨物の計量（トラックの積載重量等）、面積に係る計量（皮革取引）などの証明を行う一般計量証明事業と、大気、水又は土壌中の物質の濃度、騒音・振動レベルの大きさなどを証明する環境計量証明事業がある。登録の基準は事業所ごとに必要な設備を有し、使用される計量器が一定の基準に適合すること、計量器等の取扱上必要な知識経験を有する者が置かれ、その者が当該事業に係る計量管理を行うことである。

ア 令和6年3月31日現在の東京都における計量証明事業者数及び事業区分別事業者数は、第8表のとおりである。

第8表 計量証明事業者数及び事業区分別事業者数

計量証明事業者数			358
事業区分別事業者数			481
事業区分別事業者内訳	一 般	長 さ	0
		質 量	250
		面 積	7
		体 積	6
		熱 量	0
	環 境	濃 度	84
		特定濃度	2
		音圧レベル	71
振動加速度レベル		61	

イ 令和5年度の計量証明事業の登録及び届出数等は、第9表から第10表のとおりである。

第9表 登録届出件数

区 分	事業届出				事業規程		登録証 再交付	合 計
	新規	訂正	変更	廃止	新規	変更		
一 般	2	7	44	5	2	30	1	91
環 境	3	3	149	6	5	35	2	203

第10表 登録簿閲覧・謄本交付・証明書発行数

区分	閲覧	謄本交付	証明書	合計
一般	0	0	0	0
環境	0	2	255	257

ウ 計量証明事業者は、法第107条に基づき、事業規程を定め、都道府県知事への届出が必要である。事業規程どおりに事業が行われているかどうか、令和5年度に立入調査（検査）を行った件数は第11表のとおりである。

第11表 事業規程管理状況調査件数

証明事業区分	立入事業者数	指導件数
一般計量証明事業者	2	0
環境計量証明事業者	2	0

エ 計量証明事業者を対象に実施した主任計量者試験の実績は、第12表のとおりである。

第12表 計量証明事業者試験の実施実績

実施日	場所	事業区分	受験者数*	合格者数
令和5年7月12日	製粉会館	質量	20	20
		面積	9	9
令和5年12月6日	製粉会館	質量	23	23
令和6年2月27日	製粉会館	質量	17	17
合計			69	69

*都が規定する講習を受講した者

(6) 計量士の登録

計量士とは、計量器の検査やその他の計量管理を適確に行うため、必要な知識経験を有する者として法に定められた資格で、その業務を行うには、経済産業大臣登録が必要となっている。

ア 令和5年度、東京都における計量士登録に関する内訳は、第13表のとおりである。

第13表 登録された計量士の内訳

区 分	新規登録	再 交 付	資格認定	合 計
一 般 計 量 士	4	0	0	4
環 境 計 量 士（濃度関係）	20	4	0	24
環 境 計 量 士（騒音・振動関係）	8	1	0	9
合 計	32	5	0	37

イ 令和5年度、計量士の登録及び資格認定申請に伴う申請者の計量実務内容等の確認調査を行った結果は第14表のとおりである。

第14表 計量士登録等に伴う実務内容確認調査件数

一般計量士	環境計量士 (濃度関係)	環境計量士 (騒音・振動関係)	合 計
5	3	2	10

(7) 適正計量管理事業所の指定

ア 適正計量管理事業所数等

特定計量器を使用する事業所のうち、当該計量器の検査に必要な設備を有し、計量士のもとで計量器の精度等の維持管理を行い、適正な計量の実施を確保する体制が整っていることが都道府県又は特定市町村の検査によって確認されたときに、適正計量管理事業所として、経済産業大臣又は都道府県知事の指定を受けることができる。適正計量管理事業所の指定は、国の事業所については経済産業大臣、それ以外の事業所については都道府県知事が行う。適正計量管理事業所は、計量士による特定計量器の定期的な自主検査が義務付けられているため、公的機関が実施する法定定期検査の受検義務が免除される。

令和6年3月31日現在の指定区分別事業者数は第15表、業種別事業所・計量士数は第16表のとおりである。令和5年度の指定等件数は第17表のとおりである。

※ 郵政民営化（平成19年10月1日）により、郵便局等は大臣（国）から知事（都）へ指定が変更されている。

※ 八王子市が平成27年度に中核市に移行したため、八王子市に所在する事業所に関する新規指定申請、変更届及び廃止届については、八王子市を経由して大臣又は都知事へ提出されることになった。なお、同事業所の指定申請に伴う指定検査については、八王子市が実施する。

第15表 指定区分及び指定事業所数（ ）内は八王子市に所在する数

区 分	経済産業大臣指定	都知事指定	合 計
事 業 所 数	0	2,975	2,975
	(0)	(94)	(94)

第16表 業種別等事業所数及びその計量士数 ()内は八王子市に所在する事業所数

業 種 等		企 業 数 等	事 業 所 数	計 量 士 数
製 造 業	食 料 品	4	5(0)	4
	医 薬 品 業	4	4(2)	8
	窯 業 ・ 土 石 製 品	1	1(0)	1
	鉄 鋼 ・ 一 般 機 械	1	1(0)	1
	小 計	10	11(2)	14
卸 売 業 ・ 小 売 業	百 貨 店 業	10	21(0)	18
	ス ー パ ー 業	6	120(2)	12
	団 体 市 場	1	666(0)	1
	石 油 業	1	620(25)	1
小 計	18	1,427(27)	32	
運 輸 業	鉄 道 業	2	3(0)	2
	道 路 貨 物 業	2	23(1)	2
	小 計	4	26(1)	4
サ ー ビ ス 業	証 明 事 業	2	3(0)	2
	郵 便 事 業	2	1,506(64)	12
	小 計	4	1,509(64)	14
合 計		36	2,975(94)	64

第17表 新規指定及び廃止等の件数 ()内は八王子市に届け出た数

区 分	新 規 指 定	変 更	廃 止	指 定 検 査
経 済 産 業 大 臣 指 定	*0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)
都 知 事 指 定	0	3,193	26	0
	(0)	(130)	(0)	(0)
合 計	0	3,193	26	0
	(0)	(130)	(0)	(0)

* 指定申請手数料国庫分

イ 計量管理規程の届出等

適正計量管理事業所の指定を受けた者は、省令で定める「計量管理の方法に関する事項」(以下「計量管理規程」という。)の提出及びその内容を変更した場合の届出が必要となる。令和5年度の届出数は、第18表のとおりである。

第18表 計量管理規程の新規届出及び変更届出数

区 分	新 規 届 出	変 更 届 出	合 計
都知事の指定に係わるもの	0	6	6

ウ 計量管理規程等の実施状況調査

各事業所へ5年に1回程度の割合で、計量関係法令の遵守状況、計量管理規程の整備や計量管理の実施状況等について毎年調査を実施している。令和5年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し規模を縮小し実施した。調査概況は以下のとおりである。

・調査事業所 延べ 77事業所（団体関係：74、卸売業・小売業関係：3）

・調査結果の概要

(ア) 計量関係法令の遵守状況について

指定申請書の記載事項や計量管理規程等に変更が生じた場合について、遅滞なく届出するよう指導している。

(イ) 計量管理規程の整備状況について

各事業所において、計量管理体制、検査設備の取扱い方法及び適正計量管理主任者の位置付け等、定期的な見直しを逐次行い、事業所の実態に見合った管理規程に整備していくよう指導を行っている。

(ウ) 計量管理の実施状況について

使用計量器、検査設備、使用計量器台帳、社員教育について指導を行っている。

(8) 質量標準管理マニュアルの承認等

平成8年4月1日から導入された公的質量標準供給体制に伴い、実用基準分銅の調整方法等に係わる質量標準管理マニュアルの提出と、国、都道府県、特定市によるマニュアルの承認が義務付けられている。令和5年度の実績は第19表のとおりである。

第19表 事業別質量標準管理マニュアルの承認数等

事業別	新規承認	変更届出	廃止	承認数
代検査計量士	6	5	3	82
指定定期検査機関等	0	0	0	1
適正計量管理事業所	1	2	0	22
届出製造・修理事業者	0	11	0	20
合計	7	18	3	125

2 検 定

2 検 定

法では、取引若しくは証明における計量等に使用される計量器のうち、タクシーメーター、質量計、温度計、体積計、アネロイド型圧力計及び浮ひょう型比重計など 18 種類を「特定計量器」と定めている。検定とは、製造、修理、輸入された特定計量器が、法で定める構造に係る技術上の基準に適合し、器差が検定公差を超えていないか検査し、合格した特定計量器には、通常の使用状態において見やすく消滅しにくい部分に、図 1 の検定証印を付すことで、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用可能とする制度である。

検定の実施主体は、政令により計量器の区分ごとに経済産業大臣、都道府県知事等が定められている。

なお、検定証印と同様に扱われるものとして、経済産業大臣に指定された指定製造事業者がその指定された番号を隣接して表示する、図 2 の基準適合証印がある。



図 1 検定証印



図 2 基準適合証印 (指定番号を隣接して表示)

検定証印には、有効期間の満了の年月を隣接した箇所に表示するもの（有効期間のある特定計量器：タクシーメーター、燃料油メーター、液化石油ガスメーター及び水道メーター等）、検定を行った年月を隣接した箇所に表示するもの（定期検査を受けることが定められた特定計量器：非自動はかり及び皮革面積計）、検定証印のみを付すもの（前記のいずれにも該当しないもの）があり、東京都が主に検定を行う特定計量器は第 1 表のとおりである。

第 1 表 東京都計量検定所が検定を行う主な特定計量器の種類と付す証印、証印の有効期間

特定計量器の種類		付す証印及び年月表示		証印の有効期間
タクシーメーター	タクシーメーター	検定証印		定めなし
		装置検査証印	有効期間満了の年月	1 年
体積計	積算体積計	検定証印	有効期間満了の年月	8 年
			有効期間満了の年月	7 年
			有効期間満了の年月	5 年
			有効期間満了の年月	4 年
	量器用尺付タンク（自動車に搭載するもの）	検定証印		定めなし
質量計	非自動はかり（目量 10mg 以上、目盛標識 100 以上）	検定証印	検定を行った年月	定めなし
	手動天びん、等比皿手動はかりで表記感量 10mg 以上			
	分銅（10mg 以上）、定量おもり、定量増し			

	おもり			
皮革面積計	皮革面積計	検定証印	検定を行った 年月	定めなし
温度計	ガラス製温度計（零下 30℃以上 360℃以下）、 ガラス製体温計	検定証印		定めなし
アネロイド型圧力計	0.1MPa 以上 200.2MPa 以下で最大最小の圧力 差が 1/150 以上	検定証印		定めなし
	アネロイド型血圧計			
密度浮ひょう	耐圧密度浮ひょう以外、耐圧密度浮ひょう のうち液化石油ガスの計量用	検定証印		定めなし
濃度計	酒精度浮ひょう	検定証印		定めなし
浮ひょう型比重計	比重浮ひょう、重ポーム度浮ひょう、日本 酒度浮ひょう	検定証印		定めなし

検定は、特定計量器の届出製造事業者、届出修理事業者、輸入事業者の他、特定計量器の使用等から、新品若しくは基準に基づき修理を行った修理品に区分し申請されるもので（他に、証明とみなされる計量も対象として定められている。）、申請者から、検定申請書、対象となる特定計量器及び添付書類（構造図、作動原理図、その他構造、使用方法及び使用条件を説明した書類等）が提出され、東京都の施設において、法令・規格に定められた事項との照査を実施したうえで、定められた構造に係る技術上の基準及び検定公差について検定を実施する。

ただし、給油取扱所に設置された燃料油メーター、液化石油ガスメーター及び大型の非自動はかり等使用場所に設置されていて検定所への移動が困難なもの、量器用尺付タンクなど検定所の検査設備では検定ができないもの及び車載式の燃料油メーターなど検定所の検査設備では安全確保ができないもの等、計量器の設置場所、製造事業者の工場及び危険物の積込場所等検定所以外の場所で検定を行うことが適当と判断したものは出張して検定を行っている。

東京都の最近3年間の器種別検定実績は第2表のとおりである。

第2表 器種別検定実績総括表

(個)

区 分		年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
タクシーメーター	装置検査		45,420	45,464	44,731
質量計	非自動はかり		2,335	1,193	1,760
	分銅及びおもり		6,768	6,929	8,301
温度計（ガラス製）	体温計		0	0	0
	体温計以外の温度計		301	57	137
皮革面積計			0	0	0
体積計	積算体積計	水道メーター	0	0	0
		燃料油メーター	1,657	1,305	1,168
		液化石油ガスメーター	114	50	44
	量器用尺付タンク		1,283	1,217	1,065
密度浮ひょう			396	463	646
アネロイド型圧力計	アネロイド型圧力計		2,444	2,626	2,435
	アネロイド型血圧計		53,627	44,677	36,814
濃度計	酒精度浮ひょう		213	171	356
浮ひょう型比重計			5,397	5,511	5,583
合 計			119,522	109,663	102,998

(1) タクシーメーター

ア 検定、装置検査

タクシーメーターは政令で定める車両その他の機械器具に装置して使用する特定計量器（車両等装置用計量器）で、車両に装置した状態で行う検査を装置検査といい、これに合格することで器差検定に合格したものとみなされる。

合格したタクシーメーターには、図1の検定証印と共に、図3の装置検査証印を付している。装置検査証印の有効期間は1年のため、有効期間満了の年月を併せて表示する。

東京都では、「港南」、「深川」、「立川」の三か所（ただし、島しょ部は現地）で装置検査を実施し、令和5年度の検定台数は44,731台で、前年度比1.6%減であった。

各検査場別の種類別検定台数及び不合格台数並びに不合格理由は、第3表のとおりである。



第3表 年度別検査実績表

図3 装置検査証印

年 度	検 査 場	種 類	検 定 台 数	不 合 格 台 数	不 合 格 率 (%)	不 合 格 理 由			
						表 記 等	器 差		構 造
							(+)	(-)	
令 和 3 年 度	港南	タクシー	17,237	3	0.1	0	2	1	0
		ハイヤー	1,634	0	0.0	0	0	0	0
	深川	タクシー	19,562	16	0.1	0	11	4	1
		ハイヤー	1,147	1	0.1	0	0	1	0
	立川	タクシー	5,840	8	0.1	0	4	4	0
	小計	タクシー	42,639	27	0.1	0	17	9	1
		ハイヤー	2,781	1	0.1	0	0	1	0
合 計		45,420	28	0.1	0	17	10	1	
令 和 4 年 度	港南	タクシー	17,455	12	0.1	0	6	6	0
		ハイヤー	1,717	3	0.2	0	1	2	0
	深川	タクシー	19,426	20	0.1	0	2	17	1
		ハイヤー	1,178	1	0.1	0	0	1	0
	立川	タクシー	5,688	7	0.1	0	5	2	0
	小計	タクシー	42,569	39	0.1	0	13	25	1
		ハイヤー	2,895	4	0.1	0	1	3	0
合 計		45,464	43	0.1	0	14	28	1	
令 和 5 年 度	港南	タクシー	17,042	8	0.1	0	2	6	0
		ハイヤー	1,765	3	0.2	0	2	1	0
	深川	タクシー	18,947	18	0.1	0	5	12	1
		ハイヤー	1,259	3	0.2	0	0	3	0
	立川	タクシー	5,718	15	0.3	0	4	10	1
	小計	タクシー	41,707	41	0.1	0	11	28	2
		ハイヤー	3,024	6	0.2	0	2	4	0
合 計		44,731	47	0.1	0	13	32	2	

(2) 質量計

ア 検定実績

令和5年度の検定個数は10,061個で、前年度比23.9%増である。年度別検定実績は、第4表のとおりである。

第4表 年度別検定実績表

年 度		令和3年度			令和4年度			令和5年度			
器 種	項 目	検 定 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	検 定 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	検 定 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	
	非 自 動 は か り	電気式ばかり	224	20	8.9	323	10	3.1	200	7	3.5
機 械 式 は か り		ばね式ばかり	2,110	1	0.1	870	0	0.0	1,560	1	0.1
		その他	1	0	0.0	0	—	—	0	—	—
		小 計	2,111	1	0.1	870	0	0.0	1,560	1	0.1
小 計		2,335	21	0.9	1,193	10	0.8	1,760	8	0.5	
分 銅 等	分 銅	5,711	13	0.2	5,172	7	0.1	5,820	2	0.0	
	定量おもり	0	—	—	0	—	—	0	—	—	
	定量増おもり	624	3	0.5	1,757	11	0.6	2,481	8	0.3	
	小 計	6,335	16	0.3	6,929	18	0.3	8,301	10	0.1	
合 計		8,670	37	0.4	8,122	28	0.3	10,061	18	0.2	

イ 不合格理由

不合格理由の内訳は、第5表のとおりである。

第5表 不合格理由表

器種	項目		不合格 個数	不合格個数内訳					
	不合格理由			器差	感じ	繰り返し	偏置	零設定	風袋引き
非 自 動 は か り	不合格理由			器差	感じ	繰り返し	偏置	零設定	風袋引き
	電気式ばかり		7	6	0	0	0	1	0
	機 械 式 は か り	ばね式 ばかり	1	1	0	0	0	0	0
		その他	—	—	—	—	—	—	—
	小計		1	1	0	0	0	0	0
合計			7	0	0	0	1	0	
分 銅 等	不合格理由			器差	表記	材質	表面状態	調整孔	その他
	分銅		2	2	0	0	0	0	0
	定量おもり		—	—	—	—	—	—	—
	定量増おもり		8	0	0	0	8	0	0
	合計			2	0	0	8	0	0

(3) 圧力計（アネロイド型）

ア 一般圧力計

令和5年度の一般圧力計の検定個数は2,435個で、前年度比7.3%減である。

年度別検定実績及び不合格理由は、第6表のとおりである。

第6表 年度別検定実績表

年度	項目	検 定 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	不 合 格 理 由					
					器差	零点	漏えい	構造	耐久性	その他
令和3年度		2,444	7	0.3	6	0	0	1	0	0
令和4年度		2,626	12	0.5	10	0	0	2	0	0
令和5年度		2,435	13	0.5	9	0	0	4	0	0

イ 血圧計

令和5年度の血圧計の検定個数は36,814個で、前年度比17.6%減である。

年度別検定実績及び不合格理由は、第7表のとおりである。

第7表 年度別検定実績表

年度	項目	検 定 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	不 合 格 理 由					
					器差	零点	漏えい	構造	耐久性	その他
令和3年度		53,627	10,113	18.9	182	0	9,534	395	0	2
令和4年度		44,677	4,896	11.0	3,322	0	1,573	1	0	0
令和5年度		36,814	3,983	10.8	2,244	0	1,738	0	0	1

(4) 皮革面積計

令和5年度は皮革面積計の検定の実績はない。

年度別検定実績は第8表のとおりである。

第8表 年度別検定実績表

年 度 種 類	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	検定 個数	不合格 個 数	不合格 率(%)	検定 個数	不合格 個 数	不合格 率(%)	検 定 個 数	不合格 個 数	不合格 率(%)
皮革面積計	0	—	—	0	—	—	0	—	—

(技術基準等) JIS B 7614 : 2010 皮革面積計

(5) 温度計

ア 検定実績

令和5年度の検定個数は137個で、前年度比240.4%増である。

年度別検定実績は第9表のとおりである。

第9表 年度別検定実績表

年 度 種 類	項 目	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		検 定 個 数	不合格 個 数	不合格 率(%)	検 定 個 数	不合格 個 数	不合格 率(%)	検 定 個 数	不合格 個 数	不合格 率(%)
体温計	ガラス製	0	—	—	0	—	—	0	—	—
	抵抗 (電子)	0	—	—	0	—	—	0	—	—
	小 計	0	—	—	0	—	—	0	—	—
ガラス製温度計		301	16	5.3	57	0	0.0	137	5	3.6
合 計		301	16	5.3	57	0	0.0	137	5	3.6

イ 不合格理由

令和5年度の不合格理由の内訳は、第10表のとおりである。

第10表 不合格理由表

種 類	項 目	不合格 個 数	不合格理由								
			器差検定		構造検定						
			器差	材料	水銀切れ 液切れ	留点の かたさ	目盛	破損	表記等	その他	
体温計	ガラス製	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	抵抗 (電子)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ガラス製温度計		0	0	0	0	0	0	0	0	5	0
合 計		0	0	0	0	0	0	0	0	5	0

(6) 浮ひょう型比重計・濃度計及び密度計

ア 検定実績

令和5年度の浮ひょう型比重計、濃度計及び密度計の検定個数は、6,585個であり、前年度比7.2%増である。

年度別検定実績は第11表のとおりである。

第11表 年度別検定実績表

年 度 器 種		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		検 定 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	検 定 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	検 定 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)
比 重 計	比重浮ひょう	4,150	155	3.7	4,341	23	5.3	4,581	132	2.9
	重ボーメ度	1,227	64	5.2	1,163	41	3.5	926	52	5.6
	日本酒度	20	5	25.0	7	0	0.0	76	7	9.2
	小 計	5,397	224	4.2	5,511	64	1.2	5,583	191	3.4
濃 度 計 (酒精度浮ひょう)		213	0	0.0	171	2	1.2	356	7	2.0
密 度 計		396	13	3.3	463	0	0.0	646	15	2.3
合 計		6,006	237	3.9	6,145	66	1.1	6,585	213	3.2

イ 不合格理由

令和5年度不合格理由は、第12表のとおりである。

第12表 不合格理由表

機 種		項 目	不 合 格 個 数	不 合 格 理 由				
				器 差	材 料	目 盛	機 構	表 記 標 識
比 重 計	比重浮ひょう	132	99	2	16	5	0	10
	重ボーメ度	52	51	0	0	1	0	0
	日本酒度	7	7	0	0	0	0	0
	小 計	191	157	2	16	6	0	10
濃度計 (酒精度浮ひょう)		7	7	0	0	0	0	0
密 度 計	比較法によるもの	7	1	0	0	0	0	6
	衡量法によるもの	8	0	0	0	0	5	3
	小 計	15	1	0	0	0	5	9
合 計		213	165	2	16	6	5	19

(7) 体積計

ア 積算体積計

(ア) 水道メーター

平成 28 年度以降検定の実績はない。

都内には、届出製造事業者が 1 社のみである。

(イ) 燃料油メーター

燃料油メーターの検定は、ガソリンスタンドなどの計量器の所在場所に出張して行っている。

令和 5 年度の検定個数は 1,168 個で、前年度比 10.5%減である。大半は有効期間満了による修理品の検定である。

年度別検定実績及び不合格理由は第 13 表、器種別の検定実績は第 13 表のとおりである。なお、燃料油メーターの有効期間は自動車等給油メーターが 7 年、それ以外が 5 年であり、計量器の入替えや指定検定機関が行う検定もあるため、年度毎の検定数は一定ではない。

第 13 表 年度別検定実績表

年 度 項 目 器 種	令和 3 年度			令和 4 年度			令和 5 年度		
	検 定 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	検 定 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	検 定 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)
燃料油メーター	1,657	26	1.6	1,305	21	1.5	1,168	14	1.2

第 14 表 器種別検定実績表

項 目 器 種	検 定 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 理 由			
			器 差	表 示	構 造	そ の 他
自動車等給油メーター	948	9	9	0	0	0
小型車載燃料油メーター	165	2	1	0	0	1
大型車載燃料油メーター	48	3	2	0	0	1
簡易燃料油メーター	1	0	0	0	0	0
微流量燃料油メーター	—	—	—	—	—	—
定置燃料油メーター	6	0	0	0	0	0
合 計	1,168	14	12	0	0	2

(ウ) 液化石油ガスメーター

液化石油ガスメーターの検定は、LPガススタンドなどの計量器の使用場所に出張して実施しており、検定の有効期間は4年である。

令和5年度の検定個数は44個で、前年度比12.0%減である。年度別検定実績は第15表のとおりである。

第15表 年度別検定実績表

年度	項目 検定 個数	不合格 個数	不合格 率 (%)	不 合 格 理 由			
				器差	表示	構造	その他
令和3年度	114	2	1.8	2	0	0	0
令和4年度	50	2	4.0	2	0	0	0
令和5年度	44	0	0.0	0	0	0	0

イ 量器用尺付タンク

検定対象の量器用尺付タンクはタンクローリーなどの自動車に搭載するもので、申請事業者の製造工場に出張して検定を実施している。

令和5年度の検定数は1,065個で、前年度比12.5%減である。年度別検定実績は第16表のとおりである。

第16表 年度別検定実績表

年度	項目 検定 個数	不合格 個数	不合格 率 (%)	不 合 格 理 由			
				器差	表示	構造	その他
令和3年度	1,266	8	0.6	8	0	0	0
令和4年度	1,217	0	0.0	0	0	0	0
令和5年度	1,065	8	0.8	8	0	0	0

3 基準器検査

3 基準器検査

法第 102 条に基づいて経済産業大臣又は都道府県知事等が行う、特定計量器の検定、定期検査等に用いる計量器（以下「基準器」という。）の検査を基準器検査といい、基準器検査規則（平成 5 年 10 月 27 日通商産業省令第 71 号）に基づき、基準器を用いる計量器の検査及び基準器検査を受けることができる者の区分に従い、申請を受理し実施するものである。

基準器検査に合格した計量器には、図 1 の基準器検査証印を付すとともに基準器検査成績書が交付される。なお、基準器検査証印には基準器ごとに有効期間が定められており、有効期間を経過した基準器は使用できない

東京都が実施している基準器検査は、長さ（タクシーメーター装置検査用基準器）、質量（基準はかり、基準分銅）、面積（基準面積板）及び体積（基準ガスメーター、液体メーター用基準タンク）で、最近 3 年間の検査実績は第 1 表、有効期間は第 2 表のとおりである。



図 1 基準器検査証印

第 1 表 器種別基準器検査実績総括表 (個)

区 分	年 度		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
長さ基準器	3	30	16
質量基準器	1,313	1,117	1,737
面積基準器	2	1	2
体積基準器	12	18	16
合 計	1,330	1,166	1,771

第 2 表 基準器検査証印の有効期間

区 分	有効期間
長さ基準器 タクシーメーター装置検査用基準器	4 年
質量基準器	
1 鋳鉄製又は軟鋼製の基準分銅	1 年
2 1 に掲げる以外の基準分銅（特級基準分銅を除く。）	5 年
3 1 又は 2 に掲げるもの以外のもの	3 年
面積基準器 基準面積板	3 年
体積基準器	
1 基準積算体積計（基準ガスメーター）	2 年
2 基準タンク（3 に掲げるものを除く。）	5 年
3 ステンレス製の液体メーター用基準タンクであって、水道メーター、温水メーター又は積算熱量計の検定に用いるもの	8 年

(1) 長さ基準器

現在検査を行っている長さ基準器はタクシーメーター装置検査用基準器で、タクシーメーターを車両に取付けた状態で行う装置検査に用いるものである。

年度別検査実績は、第3表のとおりである。

第3表 年度別検査実績

年 度	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	検 査 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	検 査 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	検 査 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)
タクシーメーター 装置検査用基準器	3	0	0.0	30	0	0.0	16	0	0.0

(2) 質量基準器

質量基準器は、非自動はかりの検定、定期検査、基準はかり、下位の基準分銅の基準器検査に用いるほか、届出製造及び届出修理事業者の検査設備としても用いられている。

質量基準器は基準分銅と基準はかりに区分され、計量検定所では、基準分銅のうち、一級基準分銅、二級基準分銅、三級基準分銅と、基準はかりのうち、ひょう量が5トン以下で目量又は感量がひょう量の2万分の1以上の基準台手動はかり、ひょう量が2トン以下で目量又は感量がひょう量の4千分の1以上の基準手動天びん又は基準直示天びんの検査を行っている。

年度別検査実績は、第4表のとおりである。

第4表 年度別検査実績

年 度	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	検 査 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	検 査 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	検 査 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	
基準台手動はかり	2	0	0.0	1	1	100.0	1	1	100.0	
一級基準分銅	698	0	0.0	519	0	0.0	954	0	0.0	
内 訳	200g 以下	527	0	0.0	447	0	0.0	735	0	0.0
	200g 超え	171	0	0.0	98	0	0.0	219	0	0.0
二級基準分銅	418	3	0.7	428	0	0.0	576	0	0.0	
内 訳	5kg 以下	154	0	0.0	162	0	0.0	348	0	0.0
	50kg 以下	208	0	0.0	215	0	0.0	182	0	0.0
	50kg 超え	56	3	5.4	51	3	5.9	46	0	0.0
三級基準分銅	195	0	0.0	143	0	0.0	206	0	0.0	
内 訳	5kg 以下	165	0	0.0	94	0	0.0	75	0	0.0
	50kg 以下	30	0	0.0	49	0	0.0	131	0	0.0
	50kg 超え	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
合 計	1,313	3	0.2	1,168	4	0.3	1,737	1	0.1	

(3) 面積基準器

面積基準器として、皮革面積計の検定・検査に用いる基準面積板の検査を行っている。
年度別検査実績は、第5表のとおりである。

第5表 年度別検査実績

年 度	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	検 査 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	検 査 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	検 査 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)
基準面積板	2	0	0.0	1	0	0.0	2	0	0.0

(4) 体積基準器

ア 基準タンク（液体メーター用基準タンク）

液体メーター用基準タンクは、体積計の検定・検査に用いる基準器であり、25リットル以下の燃料油メーター用基準タンク、1,000リットル未満の水道メーター用基準タンクを検査している。水道メーター用基準タンクの検査は、計量器の所在場所に出向き、現地検査を実施している。

年度別検査実績は、第6表のとおりである。

第6表 年度別検査実績

年 度	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	検 査 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	検 査 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	検 査 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)
25L 以下	12	0	0.0	18	1	5.6	16	0	0.0
1,000L 未満	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
合 計	12	0	0.0	18	1	5.6	16	0	0.0

(5) 実用基準分銅の調整

東京都が質量計の検定・検査等に使用する※実用基準分銅は、「東京都質量標準管理マニュアル」に基づき年2回の検査等を実施している。

第7表 実用基準分銅の調整数（令和5年度実績）

器 種	検 定 課		検 査 課	
	前 期	後 期	前 期	後 期
1級実用基準分銅（角とう形）	75	75	0	0
〃（円筒形・板状）	128	128	52	52
小 計	203	203	52	52
2級実用基準分銅（角とう形）	195	195	106	106
〃（円筒形・板状）	84	84	108	108
〃（増しおもり型）	70	70	82	82
〃（バスケット型、錘台、連環等）	104	104	29	29
小 計	453	453	325	325
合 計	656	656	377	377

※ 実用基準分銅：基準分銅と同等以上の精度に調整した分銅であって基準器検査規則（平成5年通商産業省令第71号）第83条第2項から第90条の規定若しくは、公的質量標準供給体制の改革について（平成7年12月15日 計量行政室 計量研究所）に適合するもの

4 定期検査等

4 定期検査等

(1) 定期検査

ア 概要

法第19条に基づき、東京都が管轄する地域で取引又は証明に使用されている特定計量器（「非自動はかり」、「分銅及びおもり」、「皮革面積計」）の性能及び器差に係る検査を定期的実施している。

実施時期は、法第21条に基づき「非自動はかり、分銅及びおもり」は2年に1回、「皮革面積計」は1年に1回実施する。また同条に基づき期日の1月前までに検査を行う区域、対象となる特定計量器、実施の期日及び場所並びに指定定期検査機関の名称を公示する。

(ア) 検査区分

当所では、以下の区域の小型はかり（ひょう量250kg以下の非自動はかり）の定期検査を実施している。

○奇数年度実施区域：品川区、中野区、豊島区、練馬区、町田市、福生市、あきる野市、日の出町、檜原村、小笠原村

○偶数年度実施区域：新宿区、江東区、杉並区、北区、小平市、国分寺市、東大和市、稲城市、三宅村

また法第20条に基づき、(一社)東京都計量協会を指定定期検査機関に指定し、平成14年4月から大型はかり（ひょう量2トンを超える非自動はかり）、平成16年4月から中型はかり（ひょう量250キログラムを超えて2トン以下及び都が指定する事業所の非自動はかり）、平成20年4月からは都が指定した区域の小型はかりについて、業務委託している。現在、都が指定している小型はかりの検査実施区域は次のとおり。

○奇数年度実施区域：千代田区、中央区、港区、台東区、渋谷区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区、青梅市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、狛江市、羽村市、瑞穂町、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村

○偶数年度実施区域：文京区、墨田区、目黒区、大田区、世田谷区、足立区、立川市、武蔵野市、三鷹市、日野市、東村山市、国立市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、西東京市、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村

定期検査を所在場所で実施するにあたり、特定計量器検定検査規則第39条第1項第5号に規定された「特定計量器の所在の場所で定期検査を行うことが、定期検査の事務の効率的な実施に資するものであるとき」に該当する場合は、受検者による申請書の提出が不要である。同条同項第1号から第4号に該当する場合は、申請書の提出が必要である。

また、公示した区域の特定計量器は、その実施時期に、計量検定所内での検査も行う。

(イ) 定期検査済証印等

定期検査に合格した特定計量器には、法第24条に基づき、定期検査を実施した年月が表示される定期検査済証印を付すとともに、定期検査を実施した当所又は指定定期検査機関の名称を表示する。

当所では、消費者等が確認しやすいよう定期検査済証印等が表示された円形の貼付け印を貼付している。

(ウ) 都道府県知事が行う定期検査を受ける必要がない特定計量器

法19条にて都道府県知事が行う定期検査を受ける必要がない特定計量器として以下を定めている。当所ではcに該当する特定計量器に「次回検査時期周知用シール」を貼付している。

- a 計量証明事業者がその事業に使用する特定計量器
- b 適正計量管理事業所にて使用する特定計量器
- c 定期検査の実施日に、定期検査済証印、検定証印、基準適合証印又は計量証明検査済証印に表示された年月の翌月一日から、非自動はかりは1年、皮革面積計は6か月を経過していないものが付されている特定計量器

《定期検査済証印が付された貼付け印》

《次回検査時期周知用シール》



(東京都)



(指定定期検査機関)



(エ) 令和5年度定期検査実績

第1-1表 令和5年度 定期検査(総合)実績

区分	検査戸数	器物の種類	検査 器物数	不合格 器物数	不合格率
都 検 査	4,234 (3)	非自動はかり	6,746	68	1.0%
		分銅及びおもり	1,298	0	0.0%
		皮革面積計	4	0	0.0%
		小 計	8,048	68	0.8%
指定定期 検査機関	13,659	非自動はかり	22,571	188	0.8%
		分銅及びおもり	3,590	0	0.0%
		小 計	26,161	188	0.7%
合 計	17,393 (3)	非自動はかり	29,317	256	0.9%
		分銅及びおもり	4,888	0	0.0%
		皮革面積計	4	0	0.0%
		小 計	34,209	256	0.7%

検査戸数の()内は、皮革面積計の検査戸数を表す。

第1-2表 令和5年度 定期検査(指定定期検査機関)実績

区分	検査戸数	器物の種類	検査 器物数	不合格 器物数	不合格率
小型はかり	7,831	非自動はかり	12,784	53	0.4%
		分銅及びおもり	3,024	0	0.0%
		小 計	15,808	53	0.3%
中型はかり	5,635	非自動はかり	9,469	133	1.4%
		分銅及びおもり	467	0	0.0%
		小 計	9,936	133	1.3%
大型はかり	193	非自動はかり	318	2	0.6%
		分銅及びおもり	99	0	0.0%
		小 計	417	2	0.5%
合 計	13,659	非自動はかり	22,571	188	0.8%
		分銅及びおもり	3,590	0	0.0%
		小 計	26,161	188	0.7%

(オ) 最近の定期検査実績

第2表 定期検査実績

年度	検査戸数	検査器物数	不合格器物数	不合格率
令和2年度	14,244	33,450	190	0.6%
令和3年度	17,494	34,456	333	1.0%
令和4年度	16,254	33,521	284	0.8%
令和5年度	17,893	34,209	256	0.7%

(カ) 定期検査の器種別実績

第3-1表 機種別定期検査実績（令和5年度）

検査器種		検査器物数	合格器物数	不合格器物数	不合格率	
非自動はかり	電気式はかり	20,022	19,857	165	0.8%	
	機械式はかり	手動天びん	1	1	0	0.0%
		等比皿手動はかり	82	82	0	0.0%
		棒はかり	21	21	0	0.0%
		その他の手動式はかり	699	698	1	0.1%
		ばね式はかり	8,299	8,210	89	1.1%
		手動指示併用はかり	193	192	1	0.5%
		その他の指示はかり	0	—	—	—
	機械式はかり計	9,295	9,204	91	1.0%	
非自動はかり計		29,317	29,061	256	0.9%	
分銅及びおもり	分銅	1,293	1,293	0	0.0%	
	定量おもり	17	17	0	0.0%	
	定量増おもり	3,578	3,578	0	0.0%	
	分銅及びおもり計	4,888	4,888	0	0.0%	
皮革面積計		4	4	0	0.0%	
合計		34,209	33,953	256	0.7%	

第3-2表 機種別定期検査（都検査、指定定期検査機関別）実績（令和5年度）

区分	検査器種	都検査			指定定期検査機関			
		検査器物数	不合格器物数	不合格率	検査器物数	不合格器物数	不合格率	
非自動はかり	電気式はかり	5,771	61	1.1%	14,251	104	0.7%	
	機械式はかり	手動天びん	0	—	—	1	0	0.0%
		等比皿手動はかり	14	0	0.0%	68	0	0.0%
		棒はかり	13	0	0.0%	8	0	0.0%
		その他の手動式はかり	194	1	0.5%	505	0	0.0%
		ばね式はかり	706	5	0.7%	7,593	84	1.1%
		手動指示併用はかり	48	1	2.1%	145	0	0.0%
		その他の指示はかり	0	—	—	0	—	—
		機械式はかり計	975	7	0.7%	8,320	84	1.0%
非自動はかり計	6,746	68	1.0%	22,571	188	0.8%		
分銅及びおもり	分銅	358	0	0.0%	935	0	0.0%	
	定量おもり	10	0	0.0%	7	0	0.0%	
	定量増おもり	930	0	0.0%	2,648	0	0.0%	
	分銅及びおもり計	1,298	0	0.0%	3,590	0	0.0%	
	皮革面積計	4	0	0.0%	—	—	—	
	合計	8,048	68	0.8%	26,161	188	0.7%	

(キ) 定期検査における受検者の業種別戸数

第4表 業種別検査戸数表（令和5年度）

No.	業 種	小型		中型	大型	所内	所在※	合 計	構成比 (%)
		機械式	電気式						
01	各種食料品	116	229	2	0	0	0	347	1.9
02	酒・調味料	58	14	0	0	0	0	72	0.4
03	食 肉	35	590	77	0	0	0	702	3.9
04	鮮 魚	62	215	2	0	0	0	279	1.6
05	野菜・果実	174	167	0	0	0	0	341	1.9
06	菓子・パン	86	85	1	0	0	0	172	1.0
07	その他飲食料品	427	1,027	0	0	0	0	1,454	8.1
08	金物・荒物	29	0	2	0	0	0	31	0.2
09	燃 料	9	4	5	0	0	0	18	0.1
10	呉服・服地寝具	21	5	0	0	0	0	26	0.1
11	鉱物・金属材料	9	6	30	19	0	0	64	0.4
12	再生資源	3	35	147	110	0	0	295	1.6
13	スーパー	12	425	0	0	0	0	437	2.4
14	その他卸売業	24	48	1	0	0	0	73	0.4
15	食料品製造業	83	108	9	0	0	0	200	1.1
16	その他製造業	21	36	16	10	0	0	83	0.5
17	貴 金 属	6	456	2	0	0	0	464	2.6
18	医療・保健	304	4,637	271	0	0	0	5,212	29.0
19	福祉施設	163	1,431	16	0	0	0	1,610	9.0
20	運輸・通信業	19	23	5,022	5	0	0	5,069	28.2
21	金 融 業	8	64	0	0	0	0	72	0.4
22	官公庁施設	9	12	5	33	0	0	59	0.3
23	学 校 等	167	467	24	0	0	0	658	3.7
24	そ の 他	110	79	3	16	0	3	211	1.2
合 計		1,932	10,133	5,635	193	0	3	17,949	100.0

※「所在」は、皮革面積計（「24その他」のうち3戸）

(ク) 定期検査を受ける必要がない器物数

法第19条第1項第3号に定める定期検査を受ける必要がない非自動はかりは第5表のとおり。次回（2年後）は定期検査対象となる。

第5表 定期検査を要さない器物数

検査器種	小型	中型	大型	所内持込	合計
電気式はかり	923	163	9	0	1,095
機械式はかり	13	71	8	0	92
合 計	936	234	17	0	1,187

イ 機械式はかり検査

区市町村の事前調査報告を基に、ひょう量250キログラム以下の機械式はかりについて、所在場所検査を実施している。

(ア) 令和5年度実績

令和5年度の検査対象となった地域は、13区10市及び9町村でその実績は第6表のとおりである（網かけは、指定定期検査機関で実施する地域）。

第6表 機械式はかり（小型）区市町村別実績表（令和5年度）

地域	事業所		器物数		地域	事業所		器物数			
	戸数	割合%	個数	割合%		戸数	割合%	個数	割合%		
区部	千代田区	58	3.0	259	3.5	市町村部	青梅市	61	3.2	294	3.9
	中央区	109	5.6	451	6.0		府中市	65	3.4	254	3.4
	港区	75	3.9	264	3.5		昭島市	42	2.2	147	2.0
	台東区	125	6.5	484	6.5		調布市	49	2.5	223	3.0
	品川区	94	4.9	293	3.9		町田市	92	4.8	342	4.6
	渋谷区	80	4.1	317	4.2		小金井市	45	2.3	182	2.4
	中野区	96	5.0	348	4.6		福生市	24	1.2	68	0.9
	豊島区	98	5.1	436	5.8		狛江市	15	0.8	80	1.1
	荒川区	93	4.8	312	4.2		羽村市	29	1.5	108	1.4
	板橋区	151	7.8	721	9.6		あきる野市	53	2.7	174	2.3
	練馬区	119	6.2	532	7.1		瑞穂町	19	1.0	97	1.3
	葛飾区	118	6.1	376	5.0		日の出町	9	0.5	19	0.3
	江戸川区	112	5.8	471	6.3		奥多摩町	13	0.7	20	0.3
	小計	1,328	68.7	5,264	70.3		檜原村	13	0.7	62	0.8
島しょ部	大島町	27	1.4	75	1.0	小計	529	27.4	2,070	27.6	
	利島村	6	0.3	7	0.1	総合計	1,932	事業所	7,489	台	
	新島村	12	0.6	20	0.3						
	神津島村	7	0.4	12	0.2						
	小笠原村	23	1.2	41	0.5						
	小計	75	3.9	155	2.1						
所内検査	0	0.0	0	0.0							

ウ 電気式はかり検査

区市町村の事前調査報告を基に、ひょう量250キログラム以下の電気式はかりについて、所在場所検査を実施している。

(ア) 令和5年度実績

令和5年度の検査対象となった地域は、13区10市及び9町村でその実績は第7表のとおりである（網かけは、指定定期検査機関で実施する地域）。

第7表 電気式はかり（小型）区市町村別実績（令和5年度）

	地 域	事業所		器物数			地 域	事業所		器物数	
		戸数	割合%	個数	割合%			戸数	割合%	個数	割合%
区部	千代田区	445	4.4	658	4.0	市町村部	青梅市	209	2.1	330	2.0
	中央区	531	5.2	843	5.2		府中市	291	2.9	523	3.2
	港区	571	5.6	896	5.5		昭島市	173	1.7	320	2.0
	台東区	476	4.7	743	4.5		調布市	306	3.0	463	2.8
	品川区	710	7.0	1,109	6.8		町田市	586	5.8	979	6.0
	渋谷区	499	4.9	758	4.6		小金井市	174	1.7	264	1.6
	中野区	487	4.8	759	4.6		福生市	112	1.1	183	1.1
	豊島区	590	5.8	907	5.5		狛江市	100	1.0	174	1.1
	荒川区	355	3.5	596	3.6		羽村市	101	1.0	144	0.9
	板橋区	723	7.1	1,277	7.8		あきる野市	121	1.2	208	1.3
	練馬区	933	9.2	1,485	9.1		瑞穂町	57	0.6	152	0.9
	葛飾区	700	6.9	1,035	6.3		日の出町	36	0.4	82	0.5
	江戸川区	689	6.8	1,194	7.3		奥多摩町	8	0.1	11	0.1
	小 計	7,709	76.1	12,260	74.9		檜原村	20	0.2	23	0.1
島しょ部	大島町	42	0.4	96	0.6	小 計	2,294	22.6	3,856	23.6	
	利島村	7	0.1	10	0.1	総 合 計	10,133	事業所	16,363	台	
	新島村	36	0.4	57	0.3						
	神津島村	15	0.1	36	0.2						
	小笠原村	30	0.3	48	0.3						
	小 計	130	1.3	247	1.5						
所 内 検 査	0	0.0	0	0.0							

エ 指定定期検査機関による検査

(ア) 大型はかりの定期検査

平成14年2月に(一社)東京都計量協会を指定定期検査機関に指定し、同協会が検査を実施している。

大型はかりの器種別実績は、第8表のとおりである。

第8表 大型はかり検査の器種別集計表（令和5年度）

区分	検査器種	検査器物数	合格器物数	不合格器物数	不合格率	
非自動はかり	電気式はかり	278	276	2	0.7%	
	機械式はかり	手動天びん	0	—	—	—
		等比皿手動はかり	0	—	—	—
		棒はかり	0	—	—	—
		その他の手動式はかり	24	24	0	0.0%
		ばね式はかり	16	16	0	0.0%
		手動指示併用はかり	0	—	—	—
		その他の指示はかり	0	—	—	—
	機械式はかり計	40	40	0	0.0%	
非自動はかり計	318	316	0.2	0.6%		
分銅及びおもり	分銅	0	—	—	—	
	定量おもり	0	—	—	—	
	定量増おもり	99	99	0	0.0%	
	分銅及びおもり計	99	99	0	0.0%	
合	計	417	415	2	0.5%	

(イ) 中型はかりの定期検査

平成16年2月に（一社）東京都計量協会を指定定期検査機関に指定し、同協会が検査を実施している。

中型はかりの器種別実績は、第9表のとおりである。

第9表 中型はかり検査の器種別集計表（令和5年度）

区分	検査器種	検査器物数	合格器物数	不合格器物数	不合格率	
非 自 動 は か り	電気式はかり	3,381	3,331	50	1.5%	
	機 械 式 は か り	手動天びん	0	—	—	—
		等比皿手動はかり	26	26	0	0.0%
		棒はかり	0	—	—	—
		その他の手動式はかり	53	53	0	0.0%
		ばね式はかり	5,966	5,883	83	1.4%
		手動指示併用はかり	43	43	0	0.0%
		その他の指示はかり	0	—	—	—
	機械式はかり計	6,088	6,005	83	1.4%	
非自動はかり計	9,469	9,336	133	1.4%		
分 銅 及 び お も り	分銅	185	185	0	0.0%	
	定量おもり	0	—	—	—	
	定量増おもり	282	282	0	0.0%	
	分銅及びおもり計	467	467	0	0.0%	
合	計	9,936	9,803	133	1.3%	

(ウ) 小型はかりの定期検査

平成20年2月に（一社）東京都計量協会を指定定期検査機関に指定し、同協会が都の指定した区域にて検査を実施している。

小型はかりの器種別実績は第10表のとおりである。

第10表 小型はかり検査の器種別集計表（令和5年度）

区分	検査器種	検査器物数	合格器物数	不合格器物数	不合格率	
非 自 動 は か り	電気式はかり	10,592	10,540	52	0.5%	
	機 械 式 は か り	手動天びん	1	1	0	0.0%
		等比皿手動はかり	42	42	0	0.0%
		棒はかり	8	8	0	0.0%
		その他の手動式はかり	428	428	0	0.0%
		ばね式はかり	1,611	1,610	1	0.1%
		手動指示併用はかり	102	102	0	0.0%
		その他の指示はかり	0	—	—	—
	機械式はかり計	2,192	2,191	1	0.0%	
非自動はかり計		12,784	12,731	53	0.4%	
分 銅 及 び お も り	分銅	750	750	0	0.0%	
	定量おもり	7	7	0	0.0%	
	定量増おもり	2,267	2,267	0	0.0%	
	分銅及びおもり計	3,024	3,024	0	0.0%	
合 計		15,808	15,755	53	0.3%	

(エ) 最近の検査実績

最近の指定定期検査機関の検査実績は、第11表のとおりである。

第11表 指定定期検査機関の検査実績

年度	検査戸数	検査器物数	不合格器物数	不合格率
令和2年度	11,020	27,112	176	0.6%
令和3年度	13,201	26,463	185	0.7%
令和4年度	12,213	25,569	170	0.7%
令和5年度	13,659	26,161	188	0.7%

オ 皮革面積計

(ア) 最近3年間の検査実績

最近の皮革面積計の検査実績は、第12表のとおりである。

第12表 皮革面積計検査実績

年度	検査戸数	検査台数	不合格数
令和3年度	3	4	0
令和4年度	3	4	0
令和5年度	3	4	0

カ 定期検査に代わる計量士による検査（代検査）

法第25条に基づき、定期検査に代わる計量士による検査（以下「代検査」という。）を受けて合格基準に適合した東京都内で使用される特定計量器は、その使用者が定期検査の実施時期より前に、計量士の交付した証明書を添えて当所に届け出た場合は、定期検査を受けることを要さない。

（ア） 代検査内訳

令和5年度の代検査実績は、第13表のとおりである。

第13表 定期検査に代わる計量士による検査（令和5年度）

区分	検査器種	検査器物数	合格器物数	不適合器物数	不適合率	
非自動はかり	電気式はかり	10,275	10,248	27	0.3%	
	機械式はかり	手動天びん	0	—	—	—
		等比皿手動はかり	6	6	0	0.0%
		棒はかり	0	—	—	—
		その他の手動式はかり	127	125	2	1.6%
		ばね式はかり	3,626	3,617	9	0.2%
		手動指示併用はかり	76	76	0	0.0%
		その他の指示はかり	2	2	0	0.0%
		機械式はかり計	3,837	3,826	11	0.3%
非自動はかり計	14,112	14,074	38	0.3%		
分銅及びおもり	分銅	326	326	0	0.0%	
	定量おもり	0	—	—	—	
	定量増おもり	544	544	0	0.0%	
	分銅及びおもり計	870	870	0	0.0%	
	皮革面積計	0	—	—	—	
	合計	14,982	14,944	38	0.3%	

(イ) 最近の代検査内訳

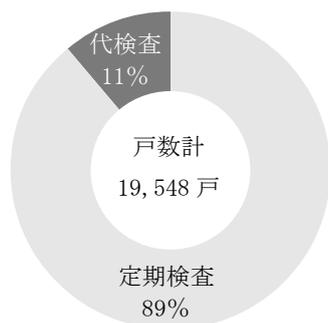
第14表 代検査内訳

年度	検査事業所数 (戸数)	検査器物数					合計
		非自動はかり			分銅及び おもり	皮革 面積計	
		電気式	機械式	小計			
令和2年度	1,663	7,221	3,270	10,491	1,645	0	12,136
令和3年度	2,195	10,798	5,397	16,195	1,063	0	17,258
令和4年度	1,987	9,584	4,073	13,657	645	0	14,302
令和5年度	2,158	10,275	3,837	14,112	870	0	14,982

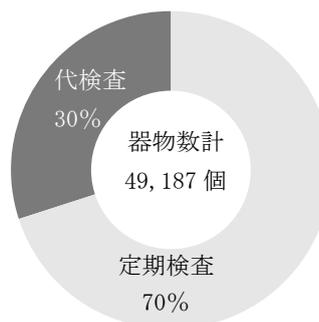
第15表 非自動はかり及び分銅・おもりの検査内訳

区分	検査戸数	器物の種類	検査器物数	不合格数	不合格率
当所及び指定機関による 定期検査	17,390	非自動はかり	29,317	256	0.9%
		分銅及びおもり	4,888	0	0.0%
		小計	34,205	256	0.7%
定期検査に代わる 計量士による検査	2,158	非自動はかり	14,112	38	0.3%
		分銅及びおもり	870	0	0.0%
		小計	14,982	38	0.3%
都内検査数	19,548	非自動はかり	43,429	294	0.7%
		分銅及びおもり	5,758	0	0.0%
		合計	49,187	294	0.6%

定期検査と代検査の受検戸数比率



定期検査と代検査の検査器物数比率



(2) 計量証明事業用計量器検査

計量証明事業とは、運送、寄託又は売買の目的のための貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積及び熱量の計量証明の事業（一般計量証明）と、大気、水又は土壌中の物質の濃度、音圧レベル及び振動加速度レベルを測定する計量証明の事業（環境計量証明）とがある。

計量証明事業の登録を受けた者が計量証明に使用する特定計量器の性能、器差等を計量法で定める一定の基準以上に維持し、適正な計量の実施を確保するため、法第116条の規定に基づく計量証明検査を実施している。

ア 計量証明検査済証印貼付け印等

計量証明検査に合格した場合、計量法第119条に基づき計量証明検査済証印を付す。

当所では、確認しやすいよう貼付け印として計量証明検査済証印が表示された円形のステッカーを貼付している。

なお、法第116条第1項第1号に基づき計量証明検査の初回が免除になる期間《検定年月の翌月から起算して、はかりは1年、皮革面積計、騒音計、振動レベル計及び濃度計は6ヶ月》の特定計量器には次回検査時期の周知のために「次回検査年」を表記したステッカーを貼付している。

《計量証明検査済証印が付された貼付け印》



(東京都)
環境計量器用



(指定計量証明検査機関)
(質量計用)

《次回検査時期周知用シール》



イ 一般計量証明事業用計量器検査

計量証明検査の周期は、「非自動はかり（検定対象外のものを除く）、分銅及びおもり」は2年に1回、「皮革面積計」は1年に1回である。

最近の検査実績は第16表のとおりである。

第16表 一般計量証明事業用計量器検査実績(指定計量証明検査機関含む)

年度	検査戸数	受検台数					合計
		手動はかり	指示はかり	電気式はかり	分銅おもり	皮革面積計	
令和3年度	111	7	0	96	0	9	112
令和4年度	82	5	0	73	6	9	93
令和5年度	97	7	0	94	0	8	109

ウ 指定計量証明検査機関による検査

平成14年2月に指定定期検査機関と併せて（一社）東京都計量協会を指定計量証明検査機関に指定し、平成14年4月から検査業務の委託を開始している。現在の対象は、250キログラムを超える非自動はかり（トラックスケール等）を使用して一般計量証明事業を行っている事業者で、最近4年間の検査実績は第17表のとおりである。

第17表 一般計量証明事業用計量器検査実績(指定計量証明検査機関のみ)

年度	検査戸数	受検台数				合計	検査免除数	不合格数
		手動はかり	指示はかり	電気式はかり	分銅おもり			
令和3年度	103	7	0	96	0	103	1	1
令和4年度	73	5	0	73	6	84	0	1
令和5年度	90	7	0	94	0	101	1	4

エ 環境計量証明事業用計量器検査

環境計量器の計量証明検査は、昭和51年から、騒音計、大気濃度計、pH指示計、平成8年から振動レベル計について実施している。環境計量器の計量証明検査周期は当初2年であったが、平成10年に騒音計とpH指示計、平成11年に振動レベル計と大気濃度計の検査周期について、それぞれ3年に延長された。

(ア) 検査対象計量器及び検査実施時期

- | | |
|----------------------------------|--------|
| a 騒音計 | 5～8月 |
| ・ 精密騒音計（使用最大周波数8,000ヘルツを超えるもの） | |
| ・ 普通騒音計（使用最大周波数8,000ヘルツ以下のもの） | |
| b 振動レベル計 | 9～10月 |
| c 大気濃度計 | 11～12月 |
| ・ ジルコニア式酸素濃度計（最高濃度5%～25%以下のもの） | |
| ・ 磁気式酸素濃度計（最高濃度5%～25%以下のもの） | |
| ・ 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計（最高濃度50ppm以上のもの） | |
| ・ 紫外線式二酸化硫黄濃度計 | |
| ・ 紫外線式窒素酸化物濃度計（最高濃度25ppm以上のもの） | |

- ・ 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計
- ・ 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計
- ・ 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計（目量200ppm未満のもの）
- ・ 化学発光式窒素酸化物濃度計

d pH指示計

1～2月

- ・ ガラス電極式水素イオン濃度指示計

(イ) 検査の概要

令和5年度における環境計量証明事業者に係る計量証明検査の結果は、第18表のとおりである。

第18表 環境計量証明事業用計量器検査実績内訳（令和5年度）

区 分	検査事業者数	検査台数	不合格台数	不合格率	検査免除台数
精密騒音計	2	2	0	0.0%	6
普通騒音計	4	7	0	0.0%	20
振動レベル計	9	34	0	0.0%	18
大気濃度計	0	0	—	—	3
pH指示計	13	19	0	0.0%	10
合 計	28	62	0	0.0%	57

(ウ) 器種別検査実績

最近3年間の検査実績は、第19表のとおりである。

第19表 環境計量証明事業用計量器検査実績

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
精密騒音計	検査台数	0	5	2
	不合格台数	—	0	0
	不合格率	—	0.0%	0.0%
普通騒音計	検査台数	0	3	7
	不合格台数	—	0	0
	不合格率	—	0.0%	0.0%
振動レベル計	検査台数	27	18	34
	不合格台数	0	0	0
	不合格率	0.0%	0.0%	0.0%
大気濃度計	検査台数	0	0	0
	不合格台数	—	—	—
	不合格率	—	—	—
pH指示計	検査台数	38	19	19
	不合格台数	0	0	0
	不合格率	0.0%	0.0%	0.0%
合 計	検査台数	65	45	62
	不合格台数	0	1	0
	不合格率	0.0%	2.2%	0.0%

(エ) 計量証明検査の免除等

計量証明検査の免除は、法施行令第29条の規定「計量証明検査を受けることを要しない期間」に該当する計量器に適用される。

最近3年間に計量証明検査の免除が適用されたものは、第20表のとおりである。

第20表 環境計量証明事業用計量器免除実績

年度	計量器数					合計
	精密騒音計	普通騒音計	振動レベル計	大気濃度計	pH指示計	
令和3年度	15	20	27	3	7	72
令和4年度	4	19	26	15	11	75
令和5年度	6	20	18	3	10	57

(オ) 計量証明検査に代わる計量士による検査

法第120条に基づき、計量証明検査に代わる計量士による検査（以下「代検査」という。）を受けて合格基準に適合した特定計量器は、法第116条第1項の行政が実施する計量証明検査を受けることを要しない。

なお、大気濃度計の検査は、有害ガスを使用することから、令和2年度から所内における計量証明検査を中止し、代検査により対応している。

第21表 環境計量証明事業用計量器検査（代検査）実績内訳（令和5年度）

区 分	検査台数	不合格台数	不合格率
精密騒音計	18	0	0.0%
普通騒音計	66	0	0.0%
振動レベル計	26	0	0.0%
大気濃度計	37	2	5.4%
pH指示計	15	0	0.0%
合 計	162	2	1.2%

5 立入検査等

5 立入検査等

法第148条の規定に基づき、特定計量器を使用している生産工場、販売店舗などの事業所を主な対象に、計量器の使用状況及び商品量目の適否について立入検査を実施している。

(1) 計量器の立入検査

特定計量器のうち「取引」や「証明」に使用されている非自動はかり、水道メーター、ガスメーター、燃料油メーター、タクシーメーター、温水メーターなどについて、検定証印又は基準適合証印の有無及び、検定の有効期間、定期検査の受検状況等法令の順守状況並びに、使用方法の適否について、立入検査を実施している。令和5年度の実績は下記のとおりである。

ア 令和5年度 立入検査実績

令和5年度の立入検査実績は、第1表のとおり

第1表 令和5年度立入検査実績

() 内：不適正率%

種 類		検査 事業所数	不 適 正 事業所数(%)	検査件数	不適正件数(%)	
定期 対象 検査	非自動はかり	94	5 (5.3)	288	6 (2.1)	
	皮革面積計	0	- (-)	0	- (-)	
	小 計	94	5 (5.3)	288	6 (2.1)	
計 量 器	有効期間のあるもの	水道メーター	1	0 (0.0)	2	0 (0.0)
		都市ガスメーター	0	- (-)	0	- (-)
		燃料油メーター	160	3 (1.9)	277	3 (1.1)
		液化石油ガスメーター	3	0 (0.0)	9	0 (0.0)
		石油ガスメーター	149	3 (2.0)	154	3 (1.9)
		タクシーメーター(駅頭)	0	- (-)	0	- (-)
		タクシーメーター	0	- (-)	0	- (-)
		温水メーター・積算熱量計	0	- (-)	0	- (-)
		電気メーター	0	- (-)	0	- (-)
		小 計	313	6 (1.9)	442	6 (1.4)
		電気子メーター	0	- (-)	0	- (-)
		水道・温水子メーター	0	- (-)	0	- (-)
		小 計	0	- (-)	0	- (-)
		計量器検査小計		407	11 (2.7)	730
計量相談・苦情等		11	0 (0.0)	11	0 (0.0)	
管理台帳調査		149	3 (2.0)	74,390	33 (0.04)	
合 計		567	14 (2.5)	75,131	45 (0.06)	
前 年 度		226	6 (2.7)	85,268	24 (0.28)	

イ 器種別検査成績

(ア) 非自動はかりの検査成績

非自動はかりの検査成績(島しょを含む)は、第2表のとおり

第2表 非自動はかりの検査成績(島しょを含む) ()内：%

非自動はかりの種類	検査概要				不適正内訳			
	検査事業所数	不適正事業所数	検査件数	不適正件数	定期検査未受検	零点	水平	その他
電気式	94	5(5.3)	288	6 (2.1)	6	0	0	0
指示			0	- (-)	-	-	-	-
皿手動式			0	- (-)	-	-	-	-
台手動式			0	- (-)	-	-	-	-
その他			0	- (-)	-	-	-	-
合計	94	5(5.3)	288	6 (2.1)	6	0	0	0
前年度	0	-(-)	0	-(-)	0	0	0	0

(イ) 皮革面積計の検査成績(令和5年度実績なし)

皮革製品の製造(加工・染革)事業所等が所有する皮革面積計の検査成績は、第3表のとおり

第3表 皮革面積計の検査成績 ()内：%

種類	検査事業所数	不適正事業所数	検査件数	検査成績	不適正数
皮革面積計	0	-(-)	0	0	-(-)
前年度	0	-(-)	0	0	-(-)

(ウ) 水道メーターの検査成績

水道事業者が設置し、取引・証明用に使用している水道メーターの検査成績(島しょを含む)は、第4表のとおり

第4表 水道メーターの検査成績

上段：外観検査、下段：台帳検査 ()内：不適正率%

地域		検査概要				不適正内訳			器差検査			
		事業所数 検査	事業所数 不適正	検査件数	件数 不適正	有効期間 経過	証印欠損	その他	検査所数	不適所数	検査件数	不適正数
23区	外観	0	-()	-	-()	-	-	-	-	-	-	-
	台帳	0	-()	-	-()	-	-	-	-	-	-	-
市町村	外観	1	0(0.0)	2	0(0.0)	0	0	0	0	0	0	0
	台帳	1	0(0.0)	6,800	0(0.0)	0	0	0	0	0	0	0
合計	外観	1	0(0.0)	2	0(0.0)	0	0	0	0	0	0	0
	台帳	1	0(0.0)	6,800	0(0.0)	0	0	0	0	0	0	0
前年度	外観	0	-()	-	-()	-	-	-	-	-	-	-
	台帳	0	-()	-	-()	-	-	-	-	-	-	-

(エ) 都市ガスメーターの検査成績 (令和5年度実績なし)

都市ガス供給事業者が設置し、取引・証明用に使用している都市ガスメーターの検査成績は、第5表のとおり

第5表 都市ガスメーターの検査成績

上段：外観検査、下段：台帳検査 ()内：不適正率%

地域		検査概要				不適正内訳			器差検査			
		事業所数 検査	事業所数 不適正	検査件数	件数 不適正	有効期間 経過	証印欠損	その他	検査所数	不適所数	検査件数	不適正数
23区	外観	-	-()	-	-()	-	-	-	-	-	-	-
	台帳	-	-()	-	-()	-	-	-	-	-	-	-
市町村	外観	-	-()	-	-()	-	-	-	-	-	-	-
	台帳	-	-()	-	-()	-	-	-	-	-	-	-
合計	外観	-	-()	-	-()	-	-	-	-	-	-	-
	台帳	-	-()	-	-()	-	-	-	-	-	-	-
前年度	外観	1	0(0.0)	5	0(0.0)	0	0	0	0	0	0	0
	台帳	1	0(0.0)	31,256	0(0.0)	0	0	0	0	0	0	0

(オ) 燃料油メーターの検査成績

ガソリンスタンド及び燃料店等が燃料油販売で使用している燃料油メーターの検査成績は、第6表のとおり

第6表 燃料油メーターの検査成績 () 内：%

地 域		検 査 概 要				不適正内訳			器差検査			
		事業所数 検査	事業所数 不適正	検査件数	件数 不適正	有効期間経過	器差不合	証印欠損	検査戸数	不適正戸数	検査件数	不適正件数
ガソリン スタンド	23区	1	0(0.0)	13	0(0.0)	0	0	0	0	0	0	0
	市町村	2	0(0.0)	24	0(0.0)	0	0	0	0	0	0	0
	小計	3	0(0.0)	37	0(0.0)	0	0	0	0	0	0	0
燃料店等	23区	79	3(3.8)	102	3(2.9)	3	0	0	0	0	0	0
	市町村	78	0(0.0)	138	0(0.0)	0	0	0	0	0	0	0
	小計	157	3(1.9)	240	3(1.3)	3	0	0	0	0	0	0
合 計		160	3(1.9)	277	3(1.1)	3	0	0	0	0	0	0
前 年 度		73	2(2.7)	240	2(0.8)	2	0	0	0	0	0	0

(カ) 液化石油ガスメーターの検査成績

液化石油ガススタンド及びタクシー事業所に設置され、取引・証明用に使用している液化石油ガスメーターの検査成績は、第7表のとおり

第7表 液化石油ガスメーターの検査成績 () 内：%

業 態	検 査 概 要				不適正内訳		
	事業所数 検査	事業所数 不適正	検査件数	件数 不適正	有効期限 切れ	証印欠損	その他
液化石油ガススタンド	3	0(0.0)	9	0(0.0)	0	0	0
タクシー事業所	0	-(-)	0	-(-)	-	-	-
合 計	3	0(0.0)	9	0(0.0)	0	0	0
前 年 度	0	-(-)	0	-(-)	-	-	-

(キ) 石油ガスメーターの検査成績

石油ガス事業者が設置し、取引・証明用に使用している石油ガスメーターの検査成績(島しょを含む)は、第8表のとおり

第8表 石油ガスメーターの検査成績

上段：外観検査、下段：台帳検査 () 内：不適正率%

地域		検査概要				不適正内訳			器差検査			
		事業所数 検査	事業所数 不適正	検査件数	件数 不適正	有効期間 経過	証印欠損	その他	検査所数	不適所数	検査件数	不適正数
23区	外観	74	0	65	0(0.0)	0	0	0	0	0	0	0
	台帳	74	2	25,471	25(0.10)	25	0	0	0	0	0	0
市町村	外観	75	0	89	0(0.0)	0	0	0	0	0	0	0
	台帳	75	1	48,919	8(0.02)	8	0	0	0	0	0	0
合計	外観	149	0	154	0(0.0)	0	0	0	0	0	0	0
	台帳	149	3	74,390	33(0.04)	33	0	0	0	0	0	0
前年度	外観	44	0	305	0(0.0)	0	0	0	0	0	0	0
	台帳	44	2	53,403	11(0.02)	11	0	0	0	0	0	0

(ク) タクシーメーター(駅頭)の検査成績(令和5年度実績なし)

駅頭でのタクシーメーターの検査(ハイヤーを含む)は、令和5年度は、実績なし

(ケ) タクシーメーター(法人タクシー事業所)の検査成績(令和5年度実績なし)

法人タクシー事業所でのタクシーメーターの検査(ハイヤーを含む)は、令和5年度は、実績なし

(コ) 温水メーター・積算熱量計の検査成績(令和5年度実績なし)

熱供給事業者が設置し、取引・証明用に使用している温水メーター・積算熱量計の検査は、令和5年度は、実績なし

(サ) 電気メーター(電力量計)の検査成績(令和5年度実績なし)

電気供給事業者が設置し、取引・証明用に使用している電気メーター(電力量計)の検査は、令和5年度は、実績なし

(シ) 電気子メーターの検査成績(令和5年度実績なし)

施設所有者や管理者が設置し、取引・証明用に使用している電気子メーターの検査は、令和5年度は、実績なし

(ス) 水道・温水子メーターの検査成績(令和5年度実績なし)

施設所有者や管理者が設置し、取引・証明用に使用している水道・温水子メーターの検査は、令和5年度は、実績なし

(セ) 島しょ立入検査成績(八丈町)

特定計量器のうち「取引」や「証明」に使用されている非自動はかり、水道

メーター、ガスメーター、燃料油メーター、タクシメーターなどについての検査成績は、第9表のとおり

第9表 島しょ立入検査成績

上段：外観検査 下段：台帳検査 () 内：不適正率%

器 種	検 査 概 要				不 適 正 内 訳			
	事 業 所 数 査	事 業 所 不 適 正 数	検 査 件 数	件 不 適 正 数	有 効 期 間 経 過	証 印 欠 損	そ の 他	
非自動はかり	0	- (-)	0	- (-)	-	-	-	
燃料油メーター	6	0 (0.0)	56	0 (0.0)	0	0	0	
液化石油ガスメーター	0	- (-)	0	- (-)	-	-	-	
石油ガスメーター	外観	7	0 (0.0)	18	0 (0.0)	0	0	0
	台帳	7	0 (0.0)	4,310	0 (0.0)	0	0	0
水道メーター	外観	1	0 (0.0)	2	0 (0.0)	0	0	0
	台帳	1	0 (0.0)	6,800	0 (0.0)	0	0	0
タクシメーター	外観	0	- (-)	0	- (-)	-	-	-
	台帳	0	- (-)	0	- (-)	-	-	-
タクシメーター(空港)	0	- (-)	0	- (-)	-	-	-	
合 計	外観	14	0 (0.0)	76	0 (0.0)	0	0	0
	台帳	14	0 (0.0)	11,110	0 (0.0)	0	0	0
前 年 度	外観	0	- (-)	0	- (-)	-	-	-
	台帳	0	- (-)	0	- (-)	-	-	-

(ソ) 相談に基づく立入検査(苦情処理を含む。)

消費者等からの相談・情報提供に応じて、事業者が取引・証明に使用する特定計量器についての事情聴取及び立入検査等の検査成績は、第10表のとおりである。

第10表 相談に基づく立入検査

() 内：不適合率%

器 種		立入戸数	不適合戸数	検査件数	不適合件数
非自動はかり		0	- (-)	0	- (-)
燃料油メーター	外観	1	0 (0.0)	32	0 (0.0)
	器差	0	- (-)	0	- (-)
電気子メーター	外観	0	- (-)	0	- (-)
	器差	0	- (-)	0	- (-)
合 計		1	0 (0.0)	32	0 (0.0)
前 年 度	外観	0	- (-)	0	- (-)
	器差	0	- (-)	0	- (-)

(タ) 不適合事業者に対する措置

軽微な不適合については現場指導を行い、計量器の有効期限切れ等は改善報告書の提出を求めている。

(2) 商品量目の立入検査

都民の消費生活に直結した消費生活関連物資のうち食料品を中心として、都内の百貨店、スーパーマーケット、一般小売店、食品製造所等を対象に、商品の内容量表記等の量目管理状況の検査成績は、第11表のとおりである。

ア 商品量目立入検査総合成績

第11表 商品量目立入検査総合成績

() 内：不適正率%

種類	検査 事業所数	不適正 事業所数(%)	検査件数 不適正件数(%)		
			検査件数	不適正件数(%)	
食料品	食肉類	103	2 (1.9)	618	2 (0.3)
	魚介類	124	6 (4.8)	608	16 (2.6)
	野菜類(果実・漬物含む)	88	10 (11.4)	693	18 (2.6)
	調理食品	69	2 (2.9)	553	6 (1.1)
	穀物類(麺類・粉類含む)	0	- (-)	0	- (-)
	嗜好食品(菓子類含む)	0	- (-)	0	- (-)
	その他(調味料・海藻等)	0	- (-)	0	- (-)
	小計	384	20 (5.2)	2,472	42 (1.7)
非食料品	特定商品	0	- (-)	0	- (-)
	非特定商品	0	- (-)	0	- (-)
	小計	0	- (-)	0	- (-)
計量相談・苦情等	81	0 (0.0)	37	0 (0.0)	
合計	465	20 (4.3)	2,509	42 (1.7)	
前年度	0	- (-)	0	- (-)	

イ 皮革の量目立入検査（令和5年度実績なし）

都内の皮革卸売販売所、皮革事業所（加工・染革等）において量目立入検査を実施している。令和5年度は、実績なし

ウ 計量適正化協議会（令和5年度実績なし）

不適正商品率が15%を超えた事業所であって、再度の確認検査においても改善が不十分な事業者及び買取検査の結果に基づき改善等を必要とする関係団体等に対し、適正な計量の実施の確保と正量取引の推進を図るため「計量適正化協議会」を開催している。令和5年度は、該当する事業者はなかった。

エ 島しょ立入検査（令和5年度実績なし）

令和5年度は、飛行機の早朝便欠航のため、島しょへの商品量目立入検査は休止した。

オ 相談に基づく立入検査等（苦情処理を含む。）

消費者からの相談、情報提供及び都庁内他部署等からの照会に応じた立入検査の結果

は、第12表のとおりである。

第12表 相談に基づく立入検査等

() 内：不適正率%

区 分		検 査 事業所数	不 適 正 事業所数	検査件数	不適正 件数(%)	備 考
商品 量目	内 容 量	1	0 (0.0)	37	0 (0.0)	
	表 記	0	- (-)	0	- (-)	
	苦情商品の買取	0	- (-)	0	- (-)	
合 計		1	0 (0.0)	37	0 (0.0)	
前 年 度		0	- (-)	0	- (-)	

カ 不適正事業所に対する措置

商品量目立入検査の結果、不適正商品があった事業所に対しては再計量の指示など、その場で改善指導を行っている。また、不適正率の高かった事業所に対しては効果的な量目改善のため、その店舗を統括する本部に対して改善指導並びに正確計量の自主量目管理の推進のための指導を行っている。

令和5年度は、該当する事業者はなかった。

(3) 試買審査会・商品量目買取検査等

ア 総合成績

第13表 総合成績

() 内：不適正率%

区 分	検査品目数	不適正 件数	検査件数	不適正 件 数
試 買 審 査 会	0	- (-)	- (-)	- (-)
商品量目買取検査	38	1 (2.6)	185	3 (1.6)
表記事項調査	0	- (-)	- (-)	- (-)
合 計	38	1 (2.6)	185	3 (1.6)
前 年 度	26	0 (0.0)	78	0 (0.0)

イ 試買審査会（令和5年度実績なし）

スーパーマーケット等で販売している商品について、消費者及び区市町村消費者行政担当職員を審査員として招き、試買審査会を開催している。審査会では、商品の内容量及び表記の適否を審査することにより、計量の適正化及び計量思想の普及啓発を図っている。

令和5年度は実績なし

ウ 商品量目買取検査

店頭において包装等を外さなければその内容量を確認できない商品、インターネット販売商品等の通常の立入検査では対応できないものについて商品を購入し、内容量の検査（量目検査）及びその他の表記検査を実施している。令和5年度は、ヨーグルト、焼

豚、納豆、食用植物油脂を実施している。検査成績は第 14 表のとおりである。

第 14 表 商品量目買取検査の成績

上段：量目検査 下段：表記検査 () 内：不適合率%

実施期間	検査商品名	検査種別	検査品目		検査件数	
			品目数	不適合件数	件数	不適合件数
令和 6 年 2 月 1 日 ～3 月 22 日	ヨーグルト	量目	17	0 (0.0)	92	0 (0.0)
		表記	17	0 (0.0)	92	0 (0.0)
令和 6 年 2 月 1 日 ～3 月 22 日	焼豚	量目	5	1 (20.0)	15	3 (20.0)
		表記	5	0 (0.0)	15	0 (0.0)
令和 6 年 2 月 1 日 ～3 月 22 日	納豆	量目	8	0 (0.0)	54	0 (0.0)
		表記	8	0 (0.0)	54	0 (0.0)
令和 6 年 2 月 1 日 ～3 月 22 日	食用植物油脂	量目	8	0 (0.0)	24	0 (0.0)
		表記	8	0 (0.0)	24	0 (0.0)

エ 商品の表記事項調査（令和 5 年度実績なし）

店舗で販売されている商品を対象とし、商品の表記が計量法で定める表記事項を満たしているかどうかの確認を行っている。調査商品は都内の消費者や事業者からの問い合わせが多く、過去に表記事項に問題があったものを選定し、店頭で確認を行っている。

オ 不適合事業者に対する措置内訳

試買審査会、商品量目買取検査及び表記事項調査の結果、不適合商品があった事業者に対しては、改善指導や事業者の所在地を所管する他自治体への情報提供を行っている。

令和 5 年度は、商品量目買取検査において、検査品目 1 件（焼豚）に不適合があり、事業者に対し改善指導を行った。

6 計量受託検査

6 計量受託検査

(1) 計量器・物質の量の検査

東京都計量受託検査条例に基づき、計量器（長さ計・質量計・温度計・体積計・圧力計・密度計・比重計・騒音計）の検査（精度確認）及び物質の量（長さ・質量・体積）の検査を実施している。

また、申請者の要望があった場合は、計量受託検査成績書を交付している。

（計量受託検査成績書は、取引証明に用いる特定計量器及び計量計測トレーサビリティ制度に係る証明書等と明確に区分し交付している。）

最近3年間の計量受託検査実績は第1表のとおりである。

第1表 年度別受託検査実績表

種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
長さ計 及び 物質の量	直 尺	0	0	0	
	巻 尺	0	0	0	
	は さ み 尺	0	0	0	
	皮 革 面 積 板	0	3	3	
	物質の量(長さ)	0	0	0	
	小 計	0	3	3	
質 量 計 及び 物質の量	は か り	0	0	3	
	分銅及びおもり	0	0	0	
	実用基準 分 銅	1 級	27	75	51
		2 級	116	152	106
		3 級	0	0	0
	物質の量(質量)	27	27	29	
小 計	170	254	189		
温 度 計 及び 浮ひょう	温 度 計	14	0	0	
	体 温 計	0	0	0	
	密 度 計	0	0	0	
	比 重 計	0	0	0	
	小 計	14	0	0	
圧 力 計	圧 力 計	1	1	1	
	血 圧 計	0	0	0	
	小 計	1	1	1	
体 積 計 及び 物質の量	液 用 ま す	0	0	0	
	フ ラ ス コ	0	0	0	
	ピ ペ ッ ト	0	0	0	
	シ リ ン ダ ー	0	0	4	
	ビ ュ レ ッ ト	0	0	0	
	目 盛 付 タ ン ク	0	0	0	
	物質の量(体積)	0	0	0	
	小 計	0	0	4	
合 計	185	258	197		
検査成績書の交付	1	4	4		

(2) JCSS校正事業（質量標準の校正）

JCSS とは、計量法トレーサビリティ制度を表わす Japan Calibration Service System の略称で、計量標準供給と校正事業者登録を行う制度であり、計量法関係法規及び ISO/IEC 17025 の要求事項に適合し、JCSS の登録事業者と認められた者は、計量計測トレーサビリティ(※₁)の確保と技術力を表明する JCSS 校正証明書を発行することができる。

計量検定所では、計量標準供給の国際整合性、品質管理の向上に伴い、国内における計量計測トレーサビリティ確保のニーズが高い実用クラスの分銅の標準供給体制が低迷していたことから、都内中小零細企業等への技術支援に貢献することを目的に、平成 14 年 8 月に校正事業者の認定（平成 17 年 7 月から登録制度に改正）を受けた。同年 11 月 1 日から F₂級以下の分銅（国内初の M₁級 1000 キログラムの分銅を含む）の校正事業を開始した。

なお、計量検定所は JCSS 登録事業者であるとともに、国際 MRA(※₂)対応認定事業者であるため、国際的に通用する ILAC(※₃) MRA 付き JCSS 認定シンボルの入った校正証明書を発行している。

※₁ 計量計測トレーサビリティ：ISO/IEC Guide 99:2007 (VIM: 国際計量計測用語－基本及び一般概念並びに関連用語) 個々の校正が測定不確かさに寄与する、文書化された切れ目のない校正の連鎖を通して、測定結果を計量参照に関連付けることができる測定結果の性質。(ISO/IEC Guide 99:2007VIM: 国際計量計測用語－基本及び一般概念並びに関連用語)

注：校正とは、指定の条件下において、第 1 段階で測定標準によって提供される測定の不確かさを伴う量の値と、付随した測定不確かさを伴う当該の指示値との関係を確認し、第 2 段階で、この情報を用いて指示値から測定結果を得るための関係を確認する操作

※₂ MRA：(Mutual Recognition Arrangement) 多国間の相互承認

※₃ ILAC：(International Laboratory Accreditation Conference) 国際試験所認定協力機構

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・認定プログラム：JCSS (国際 MRA 対応) / 認定識別：JCSS 0114 Calibration ・初回認定（登録）日：平成 14 年 8 月 19 日 / 登録更新（再認定）日：令和 2 年 10 月 12 日 ・登録（認定）に係る区分：質量（校正手法の区分の呼称：分銅等） ・主な校正測定能力（信頼の水準約 95%）（協定質量の校正）：1mg:0.0019mg、100mg:0.0036mg
1g:0.0091mg、100g:0.049mg、1kg:0.53mg、10kg:6.4mg、100kg:0.6g、1000kg:1.9g ・認定要求事項：ISO/IEC 17025:2017 及び認定スキーム文書（JCSS 認定）
(第 2 版) 6 項に定める認定要求事項（校正） |
|--|

最近 3 年間の年度別校正実績は第 2 表のとおりである。

第 2 表 年度別 JCSS 校正の実績表

精度等級	校正範囲	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
F ₂ 級	1mg～20kg	402	317	390
M ₁ 級	10mg～1,000kg	134	186	235
M ₂ 級		78	78	40
合 計		614	581	665
校正証明書交付（通）		29	31	33

7 普及啓発等

7 普及啓発等

計量行政審議会計量制度検討小委員会報告書には、消費者保護や地域住民サービスの一環として、適正な計量の実施の確保を図る観点から計量行政に係る地方公共団体の主要な役割・責務として、「自主計量管理の推進のための指導」と「地域住民等への情報の提供及び計量思想普及策の実施」が掲げられている。

適正な計量行政を推進するうえで、計量思想の普及啓発は重要な施策のひとつであることから、区市町村や計量関係団体等と連携を図って、消費者や自主計量管理を推進する事業者等を対象に、各種事業を行っている。

(1) 消費者に対する普及啓発事業

ア 「親子はかり教室」

都内在住の小学生とその保護者を対象に、計量制度についての理解を深めることを目的として、夏休み期間に所内見学やはかりの工作などを行う親子計量教室を3日間開催している。また、特設 web ページ「web 版親子はかり教室 2023」を開設して実施した。

- ・ 日 時 令和5年8月2日(水)・3日(木)・4日(金)
- ・ 場 所 東京都計量検定所会議室
- ・ 参加者数 参加者総数 57組/124名(うち児童67名)

【内訳】

第一回	8月2日(水)	19組41名(うち児童22名)
第二回	8月3日(木)	20組40名(うち児童20名)
第三回	8月4日(金)	18組43名(うち児童25名)

- ・ web 版親子はかり教室 2023 令和5年7月15日(土)から9月14日(木)

イ 消費生活展等への参加(別表1)

- ・ 参加地区 14区、2市、その他2 計18会場
- ・ 参加日数 延べ38日間(web開催除く)
- ・ 実施内容 計量相談、パネル展示、棒はかりの工作
- ・ 実施結果 消費生活展等の参加実績一覧(別表1)参照

ウ 東京都消費生活調査員による計量調査

生活文化局長が委嘱した東京都消費生活調査員調査(計量調査)の調査員に、計量調査用の「はかり」を貸与して食料品を主とする計量販売実態の調査を依頼し、計量行政上有用な情報の収集と、消費者の計量商品の量目管理に対する認識の向上を図っている。

- ・ 調査員 東京都消費生活調査員500名中100名
- ・ 調査対象 食料品を主とした計量販売商品
- ・ 調査期間 令和5年7月から12月までの6か月間
- ・ 調査点数 5,680点
- ・ 調査結果 調査した商品の内容量が「表記と同じ」は34.5%、「表記より多い」は33.2%、「表記より少ない」は32.3%であった。今回得られた調査結果のデータについては、今後の商品量目立入検査の実施などの指導業務に活

用していく。

エ 出前計量教室

学校教育段階での計量関係学習を支援するため、(一社)東京都計量協会、東京計量士会、(一社)計量器コンサルタント協会及び日本硝子計量器工業協同組合と協力し、都内公立小学校を対象に出前計量教室を実施し、児童への計量の重要性の周知を図っている。

- ・ 期 間 令和5年6月～令和6年2月
- ・ 内 容 いろいろな温度をはかろう 主に4・5年生対象(3教室)
棒はかりをつくろう 主に5・6年生対象(4教室)
売っているものの重さしらべ 主に6年生対象(0教室)
計量単位のはなし 主に6年生対象(0教室)
- ・ 実 績 4小学校 7教室 272名

オ 所内見学(別表2)

計量検定所の事業及び計量制度を周知するため、検定・検査業務及び計量展示室の見学を実施している。令和5年度は、見学者総数は延べ424人であった。

また、夏休み期間には、計量展示室の特別展示期間を設定し、広報東京都等により都民に周知している。

《夏休み期間 計量展示室特別展示》

- ・ 期 間 令和5年8月1日～令和5年8月31日

カ 消費者計量講習会(別表3)

消費者が合理的な生活を営むために必要な計量知識の習得と、計量思想の普及啓発を目的として東京都消費生活調査員研修会や親子はかり教室等で実施している。

主な内容は次のとおり。

- ① 計量法とその制度の概要、②検定、検査制度について、③商品の内容量とその検査方法について

キ その他

区市町村が夏休み等を開催する親子参加型イベントに協力している。令和5年度は、荒川区と江戸川の2区で、計量教室を実施した。

(2) 事業者に対する普及啓発事業

ア 適正計量管理主任者養成講習会

適正計量管理事業所における計量管理主任者の養成を目的とした講習を行い、講習後、講習内容を問題とした筆記試験を行い、60%以上の正答者に認定証を授与している。

令和5年度実績は、下表のとおりである。

開催日時	内 容	会 場	受講者数
7月7日 9:30～16:50	・計量法概論 ・適正計量管理事業所制度 ・筆記試験 ・質量計(非自動はかり)の使用申検査	東京都計量検定所 2F 会議室A・B	28人 (製造業9社)

イ 適正計量管理主任者フォローアップ講習会

適正計量管理主任者として計量作業に従事している者等を対象に、計量管理手法等を内容とした講習会を開催し、受講証を授与している。令和5年度においては、影響を受ける制度、政令改正等の変更もなかったことから講習会開催を見送った。

ウ 計量技術講習会・計量管理講演会

計量管理の推進、計量管理体制の強化を図ることを目的として、適正計量管理事業所における計量管理責任者、計量士、実務担当者等を対象に、最近の計量業界の動向や計量管理技術等に関する講習会及び講演会を開催している。

令和5年度実績は、下表のとおりである。

(計量技術講演会)

開催日時	内 容	会 場	受講者数
2月28日 13:10～16:40	・JCSS制度の概要及び申請に必要な基礎的知識について ・計測の不確かさ評価について	東京都計量検定所 2F 会議室A	35人

エ 事業者計量講習会・説明会(別表4)

計量関係事業者には、計量関連法令の改正、消費形態の変化に対応した適正計量の確保等、計量に関わる環境の変化に対応した技術や知識の習得が求められている。令和5年度は、主に計量法関係政省令の改正に関わる内容について、情報提供をした。

(3) 計量記念日事業

計量記念日(11月1日)事業を次のとおり実施している。

ア 「都民計量のひろば」の開催

都民の計量に対する関心を高め、計量制度への認識の向上と普及を図ることを目的に、毎年11月1日の計量記念日に新宿駅西口広場イベントコーナーにおいて、「くらしと計量」をメインテーマに掲げ、「健康」・「食品」・「環境」・「水道」・「ガス」・「電気」・「計量体験」・

「計量相談」の各コーナーを設け開催している。

イ 正量取引強調運動

11月1日から30日までを「正量取引強調月間」と定め、東京都商店街連合会及び各地区商店会を通じ、ポスターの掲出など正量取引推進の働きかけを行っている。

ウ 計量管理強調運動

11月1日から30日までを「計量管理強調月間」と定め、適正計量管理事業所及び一部大規模小売店の協力を得て、ポスターの掲出やチラシへの掲載等、計量管理強調運動を展開している。

(4) 東京都消費者月間の協力事業

東京都消費者月間実行委員会主催の消費者月間事業「暮らしフェスタ東京 2023」に協力し、令和5年10月22日・23日に開催された「交流フェスタ」に参加している。

《計量検定所ブース》

- ・ テーマ 「暮らしを守る計量制度」
- ・ 主な内容
ア 計量器の供給制度や適正な計量管理などをパネル展示により紹介
イ 計量器の展示（はかり、体温計）
ウ 計量感覚ゲーム「100gに挑戦」

(5) 計量相談

年間を通じて、消費者や事業者、区市町村及び他府県の行政関係者、報道関係者からの計量に関する相談や問い合わせについて回答を行っている。

相談項目	相談件数	率(%)
商品量目及び表示関係	80	23.4
特定計量器関係	10	2.9
計量証明	0	0.0
計量法の解釈等	0	0.6
事業者届出・登録・指定等	248	72.5
その他	4	1.2
合計	342	100.0

別表 1

消費生活展等の参加実績一覧

No.	開催日	主催	開催名称	会場
区市町村主催消費生活展等				
1	7月28日(金) 29日(土)	町田市	まちだくらしフェア2023	町田市民フォーラム
2	9月29日(金)	豊島区	第51回豊島区消費生活展	としま産業振興プラザ (イケビズ) 6階
3	10月1日(日)	大田区	第50回大田区生活展	大田区立 消費者生活センター
4	10月7日(土) 8日(日)	葛飾区	第51回葛飾区消費生活展	ウィメンズパル
5	10月23日(月) ～11月5日(日)	目黒区	第52回目黒区消費生活展	目黒区民センター3階
6	10月21日(土)	足立区	令和5年度足立区 くらしフェスタ	エル・ソフィア
7	10月27日(金)	江戸川区	江戸川区消費生活展 くらしフェスタ2023	グリーンパレス5階
8	11月5日(日)	中央区	中央区消費生活展2023	月島区民センター
9	11月10日(金) 11日(土)	新宿区	第41回新宿区消費生活展	サナギ新宿前 イベントスペース
10	11月11日(土)	練馬区	消費生活展ねりま2023	石神井公園 区民交流センター
11	11月24日(金) ～26日(日)	台東区	令和5年度台東区消費生活展	台東区生涯学習センター
12	11月25日(土)	北区	北区消費生活フェア2023	北とぴあ13階 飛鳥ホール
13	11月26日(日)	板橋区	第55回板橋区消費生活展	板橋区中央図書館 図書館ホール
14	12月3日(日)	江東区	第45回江東区消費者展	パルシティ江東
15	2月15日(木) 16日(金)	文京区	令和5年度文京区消費生活展	文京シビックセンター
16	2月17日(土) 18日(日)	東久留米市	第51回くらしフェスタくるめ	東久留米市役所1階
地域(江東区)イベント				
1	7月25日(火)	下水道局	砂町水再生センター サマーフェスタ2023	砂町水再生センター
2	10月14日(土) 15日(日)	江東区	第40回江東区民まつり 中央まつり	都立木場公園
計量記念日・東京都主催イベント				
1	10月22日(日) 23日(月)	東京都	くらしフェスタ東京2023	新宿駅西口広場 イベントコーナー
2	11月1日(日)	東京都	都民計量のひろば2023	新宿駅西口広場 イベントコーナー

(合計) 20会場 延べ41日間(Web開催除く)

別表 2

所内見学（計量展示室を含む）一覧表

No.	開催日	数(人)
1	4月5日(水)	10
2	4月18日(火)	2
3	4月19日(水)	24
4	4月26日(水)	5
5	4月28日(金)	5
6	6月1日(木)	50
7	6月9日(金)	18
8	6月15日(木)	3
9	6月23日(火)	16
10	6月26日(月)	5
11	7月3日(月)	2
12	7月27日(木)	31
13	8月2日(水)	41

No.	開催日	数(人)
14	8月3日(木)	40
15	8月4日(金)	43
16	9月7日(木)	5
17	9月12日(火)	1
18	10月12日(木)	34
19	11月7日(火)	3
20	11月22日(水)	1
21	12月7日(木)	40
22	12月19日(火)	1
23	1月17日(水)	4
24	2月28日(水)	40
合 計		424

別表 3

消費者計量講習会実施一覧表

No.	開催日	受講対象者	受講数(人)
1	6月書面開催	東京都消費生活調査員(計量調査)	100
2	8月2日(水)	都内在住児童及び保護者(第1回親子はかり教室参加者)	41
3	8月3日(木)	都内在住児童及び保護者(第2回親子はかり教室参加者)	40
4	8月4日(金)	都内在住児童及び保護者(第3回親子はかり教室参加者)	43
合 計			224

別表4 令和5年度事業者計量講習会・説明会一覧表

(●主任者養成、○技術講習会、◎講演会、◇その他)

講習会・説明会名		開催日	受講数(人)
● 適正計量管理主任者養成講習会	生産関係	令和5年7月7日	28
	流通関係	実施せず	—
● 適正計量管理主任者フォローアップ講習会		実施せず	—
● 一般計量証明主任計量者講習会	質量	第1回：令和5年7月12日	20
		第2回：令和5年12月6日	23
		第3回：令和6年2月27日	17
	体積	実施せず	—
	面積	第1回：令和5年7月12日	9
○ 計量技術講習会		令和6年2月28日	35
◎ 計量管理講演会		実施せず	—
◇ 事業者計量講習会（東京都計量管理研究部会）		第1回：令和5年4月20日	11
		総会：令和5年5月22日	13
		第2回：令和5年6月23日	11
		第3回：令和5年9月1日	12
		第4回：令和5年12月1日	10
		第5回：令和6年3月1日	9
◇ タクシーメーター事業者連絡会		資料送付	—
◇ 質量計事業者連絡会		資料送付	—
◇ 燃料油メーター等事業者連絡会(オンライン)		令和6年3月5日	12
◇ 代検査業務連絡会		令和6年3月19日	13

8 計量技術の国際協力

8 計量技術の国際協力

(1) 計量技術研修生の受入れ等

国際協力事業の一環として、昭和 61 年以降実施している経済産業省の協力依頼に基づく JICA、AOTS 等の「計量技術に関する研修事業」の研修生受け入れのほか、海外からの視察団の受入れなどを行っている。

○事業実績（令和 5 年度）

- ・依頼元 一般社団法人 日本計量機器工業連合会
- ・参加者 サウジアラビア王国 法定計量研修生 16 名

ア JICA 研修

昭和 61 年度から、経済産業省の協力依頼に基づき、JICA（（独）国際協力機構、旧国際協力事業団）が実施する計量技術に関する研修事業に協力し、国際協力事業の一環として研修生を受け入れている。

平成 20 年度からは、「法定計量分野の社会・産業基盤整備」の名称で実施。平成 23 年度から 25 年度までは研修が実施されず研修生の受入れはなかったが、平成 26 年度から、インド国別研修「社会・産業インフラとしての法定計量」として再開され、平成 27 年度は 14 名の研修生を 2 日間受入れ、計量検定所が実施する検定・検査業務の概要説明及び本所施設見学を行った。平成 28 年度以降は実施していない。

平成 20 年度以降の研修受入状況は、第 1 表のとおりである。

第 1 表 平成 20 年度以降の J I C A 研修受入状況

実施年度	受入研修期間	人数	国 名
平成 20 年度	平成 20 年 5 月 27 日～ 同年 8 月 29 日 (約 3 か月の内の 7 日間)	4 名	インドネシア(1)、フィリピン(2)、 ベトナム(1)
平成 21 年度	平成 21 年 6 月 9 日～ 同年 9 月 5 日 (約 3 か月の内の 7 日間)	5 名	インドネシア(2)、フィリピン(2)、 ベトナム(1)
平成 22 年度	平成 22 年 5 月 12 日～ 同年 8 月 6 日 (約 3 か月の内の 7 日間)	8 名	インドネシア(2)、ヨルダン(1)、 フィリピン(2)、ソロモン諸島(1)、 ベトナム(1)、タイ(1)
平成 23～25 年度	J I C A 研修中止		
平成 26 年度	平成 27 年 2 月 22 日～ 同年 3 月 14 日 (約 3 週間の内の 1 日間)	12 名	インド(12)
平成 27 年度	平成 28 年 1 月 25 日～ 同年 2 月 19 日 (約 4 週間の内の 2 日間)	14 名	インド(14)

イ AOTS 研修

平成 29 年度より、経済産業省の協力依頼に基づき、AOTS（（一財）海外産業人材育成協会）が実施する計量技術に関する研修事業に協力し、国際協力事業の一環として研修生を受け入れている。令和元年度以降は実施していない。

平成 29 年度以降の研修受入状況は、第 2 表のとおりである。

第 2 表 平成 29 年度以降の AOTS 研修受入状況

実施年度	受入研修期間	人数	国名
平成 29 年度	平成 29 年 12 月 4 日～19 日 (約 2 週間の内の 1 日間)	13 名	ベトナム、タイ、モンゴル、ミャンマー、インド、バングラデシュ、フィジー、インドネシア、マレーシア、パプアニューギニア、フィリピン、スリランカ、ブータンから各国 1 名
平成 30 年度	平成 30 年 12 月 3 日～14 日 (約 2 週間の内の 1 日間)	15 名	バングラデシュ、ブータン、カンボジア、インド、インドネシア、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ネパール、パプアニューギニア、フィリピン、スリランカ、タイ、トルコ、ベトナムから各国 1 名

ウ 海外からの視察団等の受け入れ

経済産業省をはじめとする計量関係団体の協力依頼に基づき、海外からの視察団等を国際協力事業の一環として通年で受け入れている。令和 2 年度以降は受け入れ要請がないため実施していない。

第 3 表 海外からの視察団等の受入状況

実施日	依頼元	来庁者	受入内容
令和 2 年 2 月 13 日	経済産業省 (一社) 日本計量器 工業連絡会	ドイツ計量行政職員 3 名	東京都の計量行政・商品量 目制度講義、所内見学・意 見交換ほか

(2) APMLF 総会での講演

実施日	実施場所	出席者	講演内容
平成 28 年 11 月 24 日	産業技術総合研究所 臨海副都心センター別館 (江東区・青海)	(17 か国) 約 70 名	東京都計量検定所の事業 ～検定と基準器検査～ (職員 2 名が講演)

【APMLF】Asia Pacific Legal Metrology Forum の頭文字をとったもので、法定計量機関の交流の促進、地域での調和、技術レベルの底上げを目的に 1994 年に発足。(2016 年現在、正加盟 19 経済圏、準加盟 7 経済圏) 総会は加盟経済圏の持ち回りで毎年開催され、平成 28 年は日本がホスト国。

東京都計量検定所

事業概要

(令和6年版)

登録番号(6)1

令和6年9月発行

編集・発行 東京都計量検定所管理指導課

江東区新砂3-3-41

TEL 03-5617-6623

印刷 社会福祉法人 東京コロニー

東京都大田福祉工場

大田区大森西2-22-26

TEL 03-3762-7611



この印刷物は、紙へ
リサイクルできます。



古紙配合率70%再生紙を使用しています

HTT

電力を
へらす
つくる
ためる

Tokyo Tokyo